

# オープンイノベーション促進税制 (M&A型) 申請ガイドライン

令和5年度税制改正で拡充

2023年4月1日以降にM&Aした案件（議決権の過半数を取得）に対応した申請ガイドライン

発行済株式が対象！

これまで対象外であった発行済株式の取得について、スタートアップの成長に資するM&Aの場合に限り、対象となります。

1件あたり50億円まで所得控除！

1件あたり50億円（株式取得価額200億円）を上限に、株式取得価額の25%の所得控除を受けることが可能です。

案件概要スライドの作成をお願いします

オープンイノベーション性の確認にあたり、申請者にて案件概要スライドを作成いただくことで、オープンイノベーション性の回答を早期化を図ります。

🔍 オープンイノベーション促進税制 で検索、

又は右のQRコードより特設ページをチェック



# 目次

制度概要	…	2
<b>第1章 対象法人（申請者）要件</b>		
◆ 概要	…	3
◆ CVC	…	4
◆ FAQ	…	8
<b>第2章 スタートアップ企業の要件</b>		
◆ 概要	…	10
◆ <u>設立10年未満要件の例外について</u>	…	11
◆ <u>株主構成の要件</u>	…	12
◆ FAQ	…	15
<b>第3章 M&amp;Aの要件</b>		
◆ 概要	…	16
◆ <u>取得株式の要件</u>	…	17
◆ <u>1件あたりの下限</u>	…	18
◆ <u>オープンイノベーション要件</u>	…	19
◆ <u>対象外となる株式投資（純投資その他）</u>	…	23
◆ FAQ	…	25
<b>第4章 手続</b>		
◆ <u>税制に関する主な手続</u>	…	27
◆ <u>税制の適用を受けるための手続</u>	…	28
◆ <u>特別勘定の経理</u>	…	30
◆ <u>税制の適用後5年間の手続</u>	…	32
◆ <u>オープンイノベーションの継続が確認できない等の場合</u>	…	33
➢ <u>取得株式の一部売却</u>	…	35
➢ <u>取得株式の税務上の帳簿価額の減額</u>	…	38
➢ <u>取得株式に係る配当</u>	…	40
➢ <u>事業再編が起きた場合の対応</u>	…	43
◆ <u>成長要件の達成に関する証明の手続</u>	…	44
◆ <u>経済産業大臣への申請書類について</u>	…	47
◆ <u>経済産業大臣への申請方法</u>	…	81
◆ FAQ	…	82

# 制度概要

株式会社等又はそのCVCが、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、そのスタートアップ企業の発行済株式を購入により取得し、議決権の過半数を有することとなる場合（以下、「M&A」という。）、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度です。

ただし、スタートアップ企業の成長投資・事業成長の要件を満たさなかった場合や株式の処分等をした場合は、特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。

## 対象法人/CVC

## 経済産業省



事業年度末にまとめて報告  
(P.27参照)



①対象法人要件  
(P.3~9参照)

経済産業大臣の交付する  
証明書を確定申告書  
に添付



一定規模以上の  
M  
&  
A

③M&A要件  
(P.16~26参照)

- 株式取得価額：5億円以上/件
- 令和5年4月1日～令和8年3月31日の間に行われたM&Aであること
- 取得株式を5年以上保有する予定であること
- オープンイノベーションに向けた取組を伴うM&A（純投資等を除く）であること

## スタートアップ企業

設立10年未満※の未上場企業等



②スタートアップ企業要件  
(P.10~15参照)

※一部、設立15年未満

5年以内

## 成長投資

## 事業成長



④成長要件 (P.44~46,79参照)

# 対象法人（申請者）の要件

本税制の対象法人は、青色申告書を提出する法人で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指す、株式会社その他これに類する法人です。

加えて、対象法人が主体となるCVCがM&Aする場合も対象となります。

## 【対象法人の要件】

- ① 青色申告書提出法人であること
- ② スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指していること
- ③ 以下のいずれかの法人形態であること
  - 株式会社
  - 相互会社
  - 中小企業等協同組合
  - 農林中央金庫
  - 信用金庫及び信用金庫連合会



## 【対象となるCVC】

上の対象法人が出資割合の過半数※を有する以下の組合

- ④ 投資事業有限責任組合（LPS）のうち
  - a. 対象法人の国内完全子会社が無限責任組合員（GP）であるもの
  - b. 対象法人が単独の有限責任組合員（LP）であるもの
- ⑤ 民法上の組合

※出資割合の計算に当たっては、対象法人が他のLPSを通じて行う当該CVCに対する出資の金額は除外します。

# 対象法人（申請者）の要件 （要件④aについて）

対象となるCVCのパターンの1つ目として、「対象法人が出資割合の過半数を有するLPSのうち、対象法人の国内完全子会社がGPであるもの」が挙げられます。

例えば、対象法人である親会社Aの国内完全子会社aがGPとなっており、Aが過半数の持分を有するLPSの場合、Aが税制対象となります。

なお、Aが過半数の持分を有していれば、LPが複数いる場合でも、対象となります。

## <単独GPの場合>



- Aの完全子会社aがGP
- Aの出資割合が過半数



**Aが税制の対象**

## <共同GPの場合>



GPは単独である必要はなく、国内独立系VCや海外VCが共同GPとなることも可能です。

- Aの完全子会社aがGP
- Aの出資割合が過半数



**Aが税制の対象**

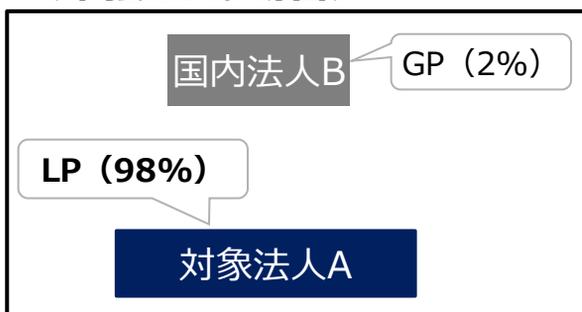
※ 外国法人が、GP持分の過半数を有する組合は、外為法に基づく事前の届出が必要となります。

# 対象法人（申請者）の要件 （要件④bについて）

対象となるCVCのパターンの2つ目として、「対象法人が出資割合の過半数を有するLPSのうち、対象法人が単独のLPであるもの」が挙げられます。

例えば、対象法人Aが単独のLPであり、かつ出資割合の過半数を有するLPSである、いわゆる2人組合の場合、Aが対象となります。

## <単独GPの場合>



- A社が単独のLP（いわゆる2人組合）
- A社の出資割合が過半数



**Aが税制の対象**

## <共同GPの場合>



GPは単独である必要はなく、国内独立系VCや海外VCが共同GPとなることも可能です。

- A社が単独のLP
- A社の出資割合が過半数



**Aが税制の対象**

※ 外国法人が、GP持分の過半数を有する組合は、外為法に基づく事前の届出が必要となります。

# 対象法人（申請者）の要件 （要件⑤について）

対象となるCVCのパターンの3つ目として、「対象法人が出資割合の過半数を有する民法上の組合」が挙げられます。

例えば、以下の民法上の組合のように、対象法人Aが出資割合の過半数を有する組合員であるものは、本税制の対象となります。

## <国内法人のみが組合員である場合>

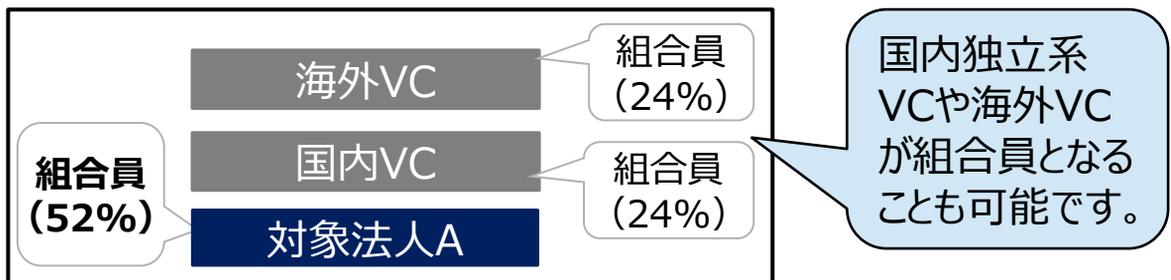


- Aの出資割合が過半数



**Aが税制の対象**

## <外国法人が組合員である場合>



- A社の出資割合が過半数



**Aが税制の対象**

# 対象法人（申請者）の要件 （要件④、⑤について）

① 対象法人要件

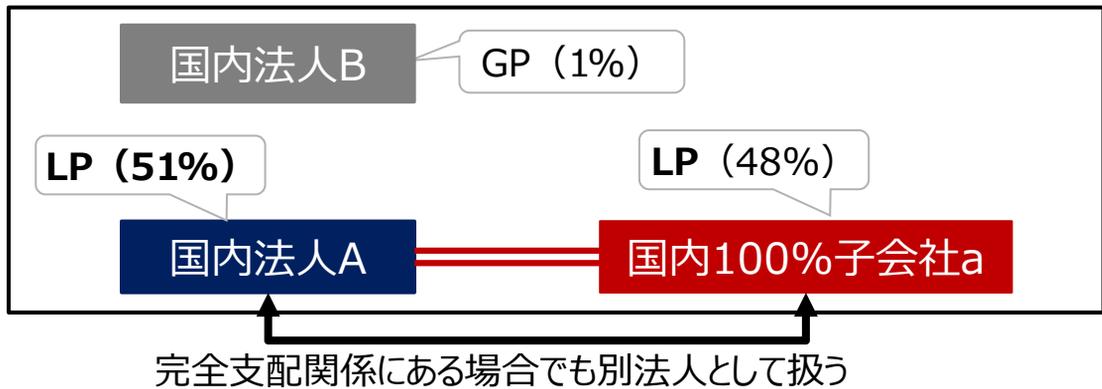
② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

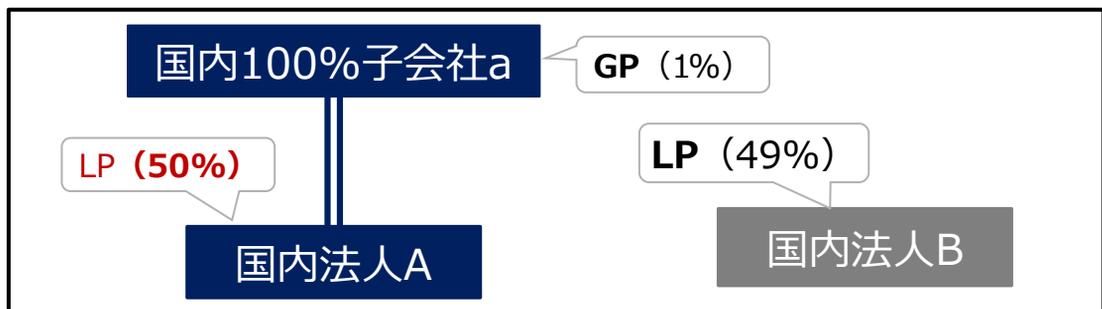
対象となるCVCの判定においては、対象法人の子法人（完全支配関係にある子会社を含みます）であっても別法人として扱います。

例 1：他社がGPを務めるLPSにおいて、LPが親会社及びその完全支配関係にある子会社のみの場合であっても、各々別法人として扱われるため、本税制の対象外となります。



- **Aが単独のLPではない**
  - **Aの出資割合が50%超**
- ➡ **Aと子会社aは、いずれも対象外**

例 2：LPSの組合員に、国内法人Aによる完全支配関係にある子会社aが含まれる場合であっても、国内法人Aは単独で「出資割合の過半数を有する」という要件を満たしている必要があります。



- **Aの完全子会社aがGP**
  - **Aの出資割合が50%**
- ➡ **Aと子会社aは、いずれも対象外**

# 対象法人（申請者）に関するFAQ (1/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M&A要件

④ 手続

所得控除対象

Q1 : 他社がGPをつとめる国内LPSに対し、当社の完全子会社がLP出資を行う場合、親会社である当社は本税制の対象法人となるか教えてください。

A : 対象法人の国内完全子会社が出資を行う場合には、スタートアップ企業とのオープンイノベーションはその国内完全子会社が行うものと考えています。したがって、本税制の対象となる法人は出資を行う国内完全子会社であり、親会社は対象法人とはなりません。

CVC経由のM&A

Q2 : CVCを通じたM&Aの考え方につき、過半数の出資割合を有するLPとは、1社あたりの出資割合で考えるのか、それともグループ会社それぞれが出資した金額を合算して考えるのか教えてください。

A : LPの出資割合については、グループ単位で考えるのではなく、1社で考える必要があります。

外国籍CVC

Q3 : CVCを経由したM&Aも本税制の対象になるとのことだが、外国籍のCVCを経由したM&Aも対象となるのか教えてください。

A : 外国籍のCVCを経由したスタートアップM&Aは対象外です。M&A側として対象となるのは、国内事業法人及び対象法人による国内のCVC（国内LPS又は民法組合）となります。

# 対象法人（申請者）に関するFAQ (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

GPが外国法人のCVC

Q4：外国法人がGPを務めるCVCを経由したM&Aであっても、本税制の対象となるか教えてください。

A：外国法人がGPを務めるCVCを経由したM&Aであっても、そのCVCが国内に所在するものであり、かつ以下のいずれかの類型であれば、本税制の対象となります。

- ①対象法人の国内完全子会社がGPを務めるLPSであり、かつ親会社である対象法人が出資割合の過半数を持つもの
- ②GPを他社が務めているLPSで、対象法人が単独のLPとして出資割合の過半数を持つもの
- ③民法上の組合で、対象法人が単独に出資割合の過半数を有しているもの

なお、組合全体の出資割合の過半数又はGP内出資割合の過半数を外国法人が有する場合は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前の届出が必要となります。

別法人経由のM&A

Q5：対象法人が他の法人を経由してスタートアップ企業をM&Aする場合、そのM&Aによって対象法人が所得控除を受けることは可能か教えてください。

A：対象法人が他の法人を経由してスタートアップ企業をM&Aする場合、そのM&Aによって対象法人が所得控除を受けることはできません。本税制により所得控除を受けられる法人は、直接または要件を満たすCVCを経由してスタートアップ企業をM&Aする法人となります。

# スタートアップ企業要件

① 対象法人要件

本税制において対象法人・CVCによるM&Aの対象となるスタートアップ企業は、以下の①～⑨までの要件を満たす法人となります。  
なお、外国法人は対象外となります。

② スタートアップ企業要件

- ① 株式会社
- ② 設立10年未満（要件を満たす場合設立15年未満） ※1 ※2
- ③ 未上場・未登録※3
- ④ 既に事業を開始している
- ⑤ 対象法人とのオープンイノベーションを行っている又は行う予定
- ⑥ 一つの法人グループが株式の過半数を有していない（P.12参照）
- ⑦ 法人以外の者（LPS、民法上の組合、個人等）が3分の1超の株式を有している（P.13参照）
- ⑧ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業※4を営む会社でない
- ⑨ 暴力団員等※5が役員又は事業活動を支配する会社でない

③ M & A 要件

## <注意点>

④ 手続

- ※1 会社登記上の設立日を起算日としたM&Aの実施日までの年数により判定します。
- ※2 また、直近の確定した決算において売上高研究開発費率が10%以上かつ営業損失を生じている場合においては設立15年未満の企業が対象になります（P.11参照）
- ※3 金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社をいいます。
- ※4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業をいいます。
- ※5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年未満の者をいいます。
- ※6 外国法人は対象外です。

なお、経済産業省が個別にスタートアップ企業を認定することはありません。

# スタートアップ企業要件 (要件②について)

① 対象法人要件

設立10年を超えている企業であっても、直近の確定した決算において売上高研究開発費率が10%以上かつ営業損失を生じている場合には、設立15年未満の企業は本税制における対象として認められます。

② スタートアップ企業要件

**要件：直近の確定した決算において売上高研究開発費率が10%以上かつ営業損失を生じている場合**

用語	定義
直近の確定した決算	申請の時点で株主総会の承認等を受けている決算のうち、最新のもの。
売上高研究開発費率	上記の決算における会計上の研究開発費を売上高で除したもの。

③ M & A 要件

## <注意点>

- ・売上高研究開発費率が10%以上であること及び営業損失を生じていることが確認できる資料を、申請時に経済産業省に提出する必要があります。(例：株主総会等で承認を受けた会社法上の計算書類)
- ・売上高が0である場合には、研究開発費が0より大きい場合に限り売上高研究開発費率が10%以上と取り扱います。

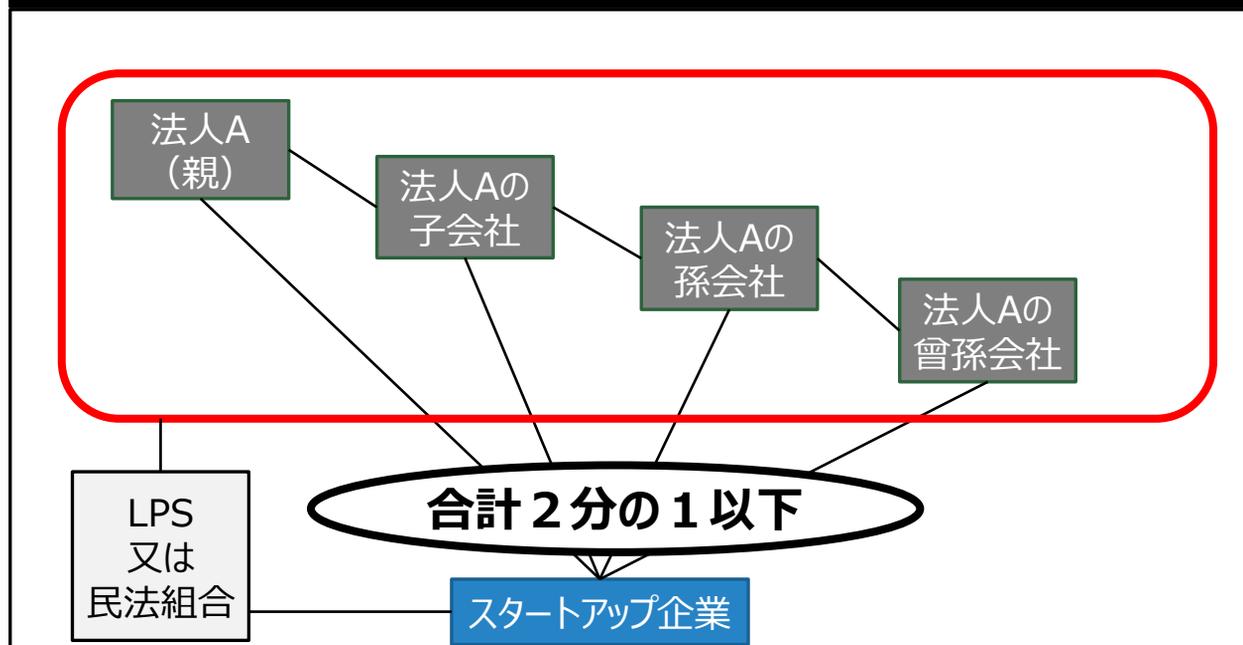
④ 手続

# スタートアップ企業要件 (要件⑥について)

M&Aの対象となるスタートアップ企業は、その発行済株式の総数に占める一つの法人グループ（本税制の対象法人を含みます）による出資割合が2分の1以下となっている必要があります。

なお、法人グループにおける出資割合の算定対象は、子会社、孫会社、曾孫会社までとなります。

要件：一つの法人及びその子・孫・曾孫会社の  
出資割合の合計が2分の1以下



## <注意点>

- 法人グループ内における赤枠内の親子間の判定は、「株式の総数又は出資の金額の合計額」が2分の1以上か否かで判定します（※過半数か否かではない）。一方で、スタートアップ企業の発行済株式の保有割合（○内）は「株式の総数」で判定します。
- なお、法人グループが投資事業有限責任組合又は民法組合経由でスタートアップ企業の株式を取得している場合、その組合財産となっているスタートアップ企業の株式数は、出資割合の算定からは除外します。
- 出資割合の計算には、普通株式のみならず、種類株式や、新株予約権の行使により取得した株式についても計算に含まれます。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

# スタートアップ企業要件 (要件⑦について)

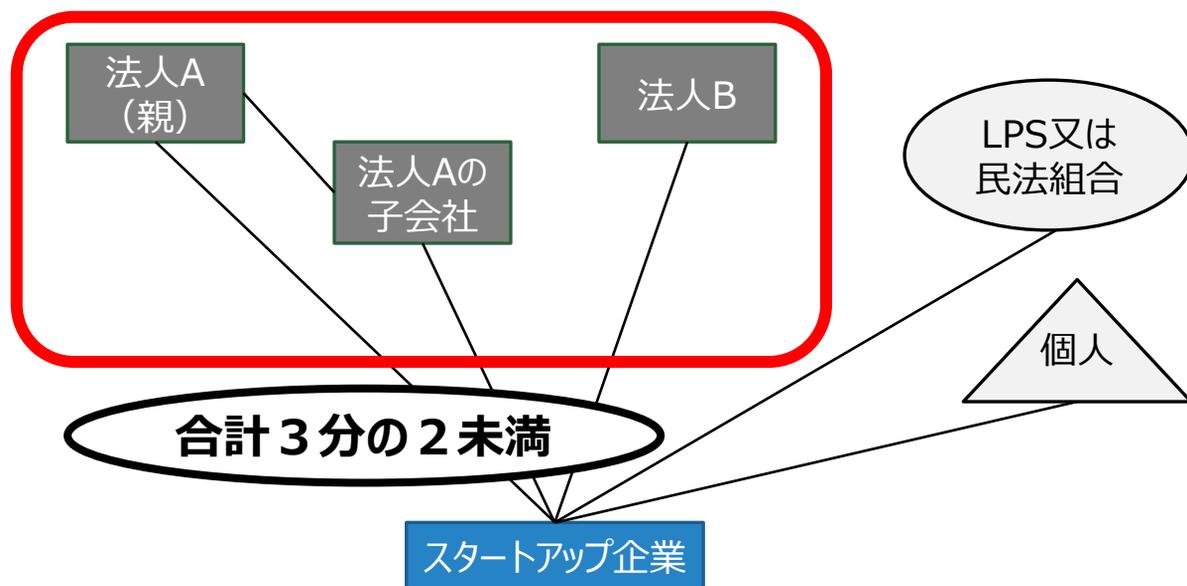
① 対象法人要件

M&Aの対象となるスタートアップ企業は、その発行済株式の総数に占める複数の法人による出資割合が合計 3 分の 2 未満である必要があります。

すなわち、LPSや民法組合、個人投資家など、法人以外の者による出資割合が合計 3 分の 1 超である必要があります。

② スタートアップ企業要件

要件：全ての法人株主の出資割合の合計が 3 分の 2 未満



③ M & A 要件

## <注意点>

- ・スタートアップ企業への出資割合 (○ 枠内) は「**株式の総数**」で判定します。
- ・スタートアップ企業の株式のうち、投資事業有限責任組合又は民法組合の組合財産となっている株式数は、出資割合の算定からは除外します。
- ・出資割合の計算には、普通株式のみならず、種類株式や、新株予約権の行使により取得した株式についても計算に含まれます。

④ 手続

# スタートアップ企業要件 (要件⑥、⑦ 具体例)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

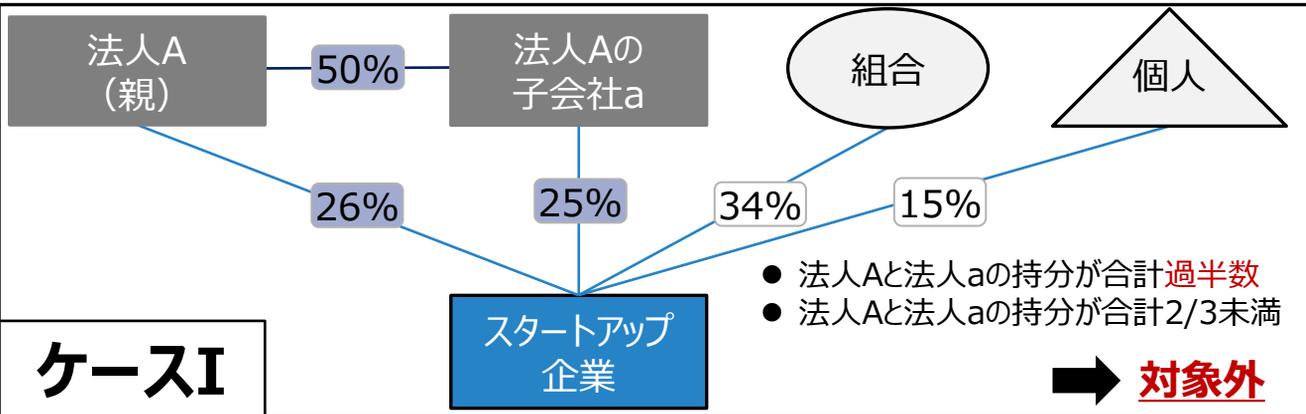
③ M & A 要件

④ 手続

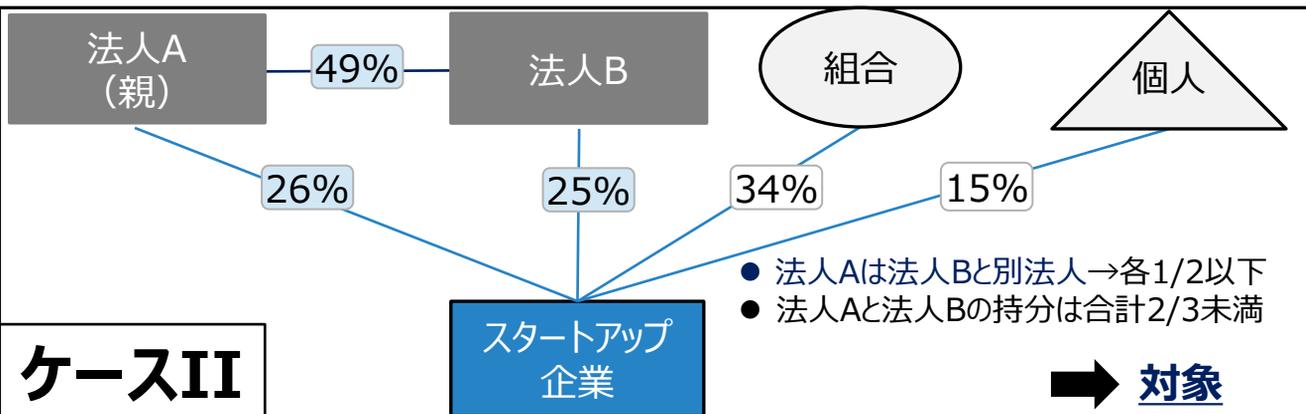
M&Aの対象となるスタートアップ企業は、その発行済株式の総数に占める一つの法人グループ（本税制の対象法人を含みます）による出資割合が2分の1以下となっている必要があります。

また、その発行済株式の総数に占める複数の法人による出資割合が合計3分の2未満である必要があります。

例えばケースIで、法人Aは**法人aの株式数の1/2以上を保有しているため一つの法人グループとみなされ、その出資割合は合計51%**となります。よって、このスタートアップ企業は本税制の対象外となります。



また、ケースIIで、**法人Aは法人Bの株式数の49%のみを保有しているため別法人とみなされるため、過半数の出資割合を単独で有する法人はいないこととなります。**そして法人Aと法人Bの持分は合計3分の2未満であるため、このスタートアップ企業は、本税制の対象となります。



# スタートアップ企業要件に関するFAQ

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

出資割合

Q1 : M&Aの対象となるスタートアップ企業について、その株主構成に対する制限があるのか教えてください。

A : 本税制では、M&A時点において、発行済株式の総数の過半数を一つの法人及びその子・孫・曾孫会社で取得しているスタートアップ企業への出資は対象外となります。

加えて、複数の法人により、その発行済株式の総数の3分の2以上を取得されているスタートアップ企業も、対象外となります。

この点、スタートアップ企業の独立性については、議決権比率で考えるのではなく、株式数の割合で考えることに注意が必要です。

なお、法人がスタートアップ企業の株式をLPS又は民法上の組合を経由して保有している場合、その保有分は出資割合上限の算定から除きます。

対象先

Q2 : M&Aの対象となるスタートアップ企業を、経済産業省が認定することになるのか教えてください。

A : 経済産業省が対象となるスタートアップ企業を個別に認定することはありません。設立10年未満（要件を満たす場合に限り15年未満）の未上場企業であること、などの要件を満たすことについて、経済産業省が事後的に確認することになります。

新設法人

Q3 : 「既に事業を開始している」ことの要件を教えてください。

A : 例えば決算書などでスタートアップ企業が既に事業を行っていることが確認できれば、要件を満たしていることとなります。

# M&A要件の概要

本税制では、オープンイノベーションを目的として、5年以上の株式の継続保有を見込んで、スタートアップ企業の発行済株式を取得し、その取得により議決権の過半数を有することとなる行為が対象となります。

具体的には、以下の5点が要件となります。

## M&A要件の概要 ※詳細は次ページ以降を参照

- ① 発行法人（M&Aをされるスタートアップ企業）以外の者から購入により取得する発行済株式で、その取得により議決権の過半数を有することとなること（P.17）
- ② 株式取得価額が1件あたり5億円以上のM&Aであること（P.18）
- ③ オープンイノベーションに向けた取組の一環で行われるM&Aであること（P.19~22）
- ④ 取得株式の5年以上の保有を予定していること
- ⑤ 純投資等を目的とするM&Aではないこと（P.23~24）

（参考）

所得控除の上限額は、**1件あたり、50億円**

すなわち、1回の株式取得価額のうち200億円までが税制対象となります。

また、一事業年度当たりの所得控除の上限額は、一定の算式により計算された所得の金額（所得基準額）※となります。

所得基準額の上限額は125億円ですので、所得控除の上限額は、オープンイノベーション促進税制（新規出資型）と合算して、

**一事業年度内あたり、125億円まで**

すなわち、同じ事業年度内の株式取得価額はオープンイノベーション促進税制（新規出資型）と合算して500億円までが税制対象となります。

※通算法人の場合、一定の算式により計算した通算グループ全体の所得の金額の合計額を損益通算前の所得の金額の比で配分した金額（調整前所得基準額）になります。

# M&A要件①：取得株式要件

スタートアップ企業の発行済株式を取得し、その取得により議決権の過半数を有することとなる行為が対象となります。

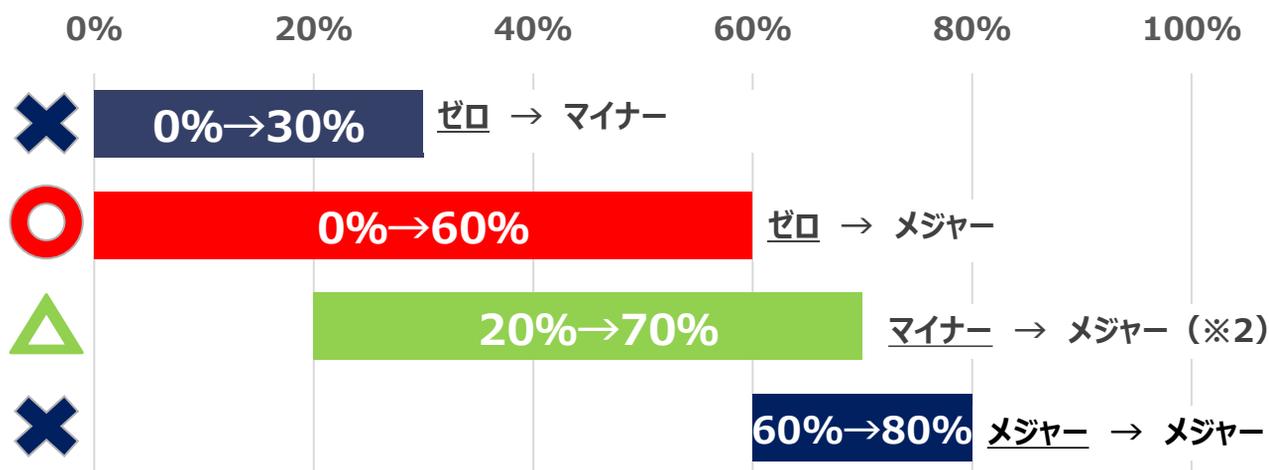
本税制の対象となるのは、発行法人以外の者から購入により取得する発行済株式のみであることにご留意ください。

本税制では、スタートアップ企業の**議決権の過半数を取得する行為が対象**となります。なお、株式交換による発行済株式の取得や吸収合併は対象外です。

例えば、下図のように、議決権の保有比率が「0%→60%」「20%→70%」となるような行為は対象となります。

**既に議決権の過半数を保有しているスタートアップ企業に対する株式の追加取得は、対象外**となります。

＜スタートアップ企業の株式取得のパターン＞※1 横軸は議決権保有比率



※1 CVC経由のM&Aの場合、CVCが取得した議決権保有比率に、対象法人（申請者）によるCVCへの出資割合を乗じた比率で判定します。

※2 議決権の保有比率にかかわらず、令和5年4月1日以降にスタートアップ企業の新規発行株式を取得し、当該取得に関してオープンイノベーション促進税制（新規出資型）に係る要件を満たす旨の証明を経済産業大臣から受けている場合、当該スタートアップ企業に対するM&Aについては、本税制の対象外となります（令和5年3月31日までの取得分は併用可能）。

## M&A要件②：1件あたりの下限

本税制では、株式取得価額が1件あたり5億円以上のM&Aが対象となります。

なお、CVC経由のM&Aの場合には、「CVCによるスタートアップ企業の株式取得価額×CVCへの出資割合」が下限額以上である必要があります。

(例1)

51%出資するCVCがスタートアップ企業を5億円でM&Aした場合  
(5億円×51% = 2億5,500万円)



対象外×

(例2)

51%出資するCVCがスタートアップ企業を10億円でM&Aした場合  
(10億円×51% = 5億1,000万円)



対象○

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

# M&A要件③：オープンイノベーション要件

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

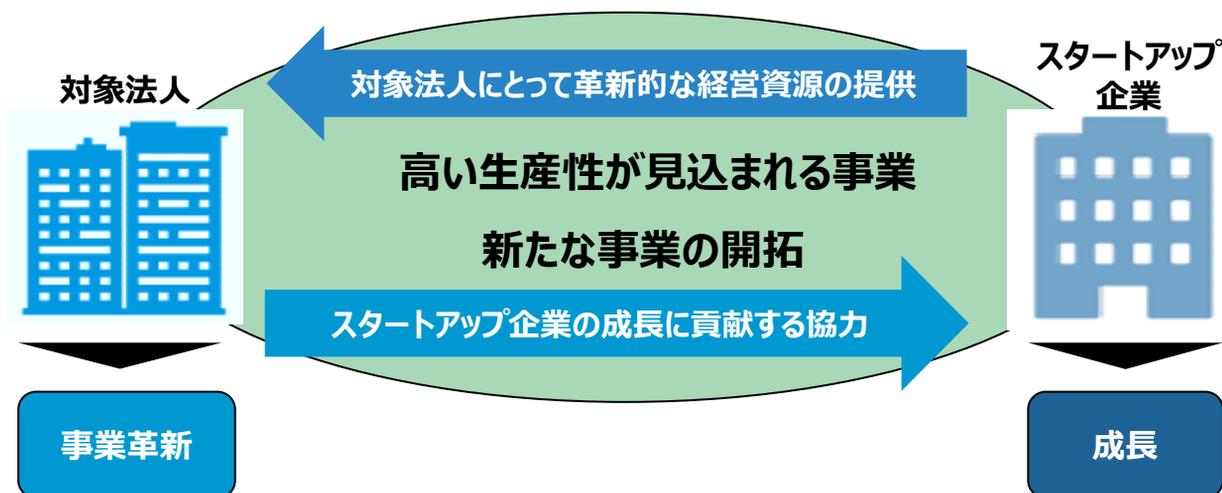
④ 手続

本税制におけるオープンイノベーションとは、対象法人がスタートアップ企業の革新的な経営資源を活用して、高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓を目指す事業活動をいいます。

具体的には、以下の3点を満たすことが必要です。

## オープンイノベーション要件

- ① 対象法人が、高い生産性が見込まれる事業または新たな事業の開拓を目指した事業活動を行うこと
- ② ①の事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
- ③ ①の事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力をを行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること



①から③の具体的な該当事例については、次のページ以降で紹介していきます。

※ オープンイノベーションに資する株式取得であることが必要なため、例えば株式譲渡契約に所謂「買戻し条項」が含まれており、対等な連携に依拠したオープンイノベーションの実施が確認できない場合、本税制の趣旨に反するものである可能性が高いと考えられます。

# M&A要件③：オープンイノベーション要件

## (1) 事業活動の内容

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

オープンイノベーション要件の1つ目として、既存事業の生産性を高めることや、新たな事業を開拓することを目指した事業活動であることが必要です。

よって、付加価値の向上を伴わず、単なる既存事業の量的拡大を目的とするM&Aは対象外となります。

例えば、以下ケースAは新たな付加価値の創出が認められますが、ケースBは何らそうした事実が確認できないため、ケースBは本税制の対象外となります。

### ケースA→**対象**

- 【対象法人】国内市場向けの家具製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】家具のサブスクリプション事業を営む海外の企業
- 【M&A目的】既存製品を海外市場で販売して現地の顧客データを収集することで、国内市場と異なるブランディングにより海外事業を拡大すること



既存製品の販売拡大ではあるものの、既存ビジネスとは大きく異なる市場環境においてブランド価値を変革することを伴うものであるため、「新たな事業の開拓」に**該当**

→○

### ケースB→**対象外**

- 【対象法人】国内市場向けの家具製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】家具のサブスクリプション事業を営む国内の企業
- 【M&A目的】：国内市場における、既存製品の販路拡大（申請内容だけではブランド価値の変革等、新たな付加価値の創出が認められないもの）



既存製品の販売拡大であり、顧客に対して提供する価値にも何ら変化が見られないため、「新たな事業の開拓」には**該当しない**

→×

### <注意点>

事業再生や企業救済のみを目的とするM&Aも、この要件を満たさないM&Aとなります。

# M&A要件③：オープンイノベーション要件

## (2) スタートアップ企業の経営資源

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

オープンイノベーション要件の2つ目として、P.19の要件①の事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであることが必要です。

具体的には、スタートアップ企業の経営資源について、以下2つの条件を満たす必要があります。

条件1：対象法人にとって不足する経営資源であること

条件2：対象法人にとって革新的な経営資源であること

例えば、以下ケースCは上の条件を2つとも満たし、ケースDは条件2を満たさないため、ケースDは本税制の対象外となります。

### ケースC→対象

- 【対象法人】縫製業を営む法人
- 【スタートアップ企業】先端素材の開発に成功した企業
- 【M&A目的】スタートアップ企業の先端素材を用いた新商品の開発・販売に初めて取組む

#### <条件1>

先端素材は対象法人にとって不足するもの→○

#### <条件2>

先端素材を用いた商品開発の実績はないため、対象法人にとって革新的な経営資源である→○

### ケースD→対象外

- 【対象法人】縫製業を営む法人
- 【スタートアップ企業】対象法人が現に使用する衣服製造機械のうち大半を過去5年間納入してきた企業
- 【M&A目的】従来の取引における信頼関係の強化

#### <条件1>

スタートアップ企業が有する縫製品製造機械は、対象法人にとって不足するもの→○

#### <条件2>

スタートアップ企業が有する縫製品製造機械は、対象法人が既に広く使用しているものであり、革新的な経営資源とは認められない→×

# M&A要件③：オープンイノベーション要件 (3) スタートアップ企業への協力

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

オープンイノベーション要件の3つ目として、P.19の要件①の事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力をを行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであることが必要です。

具体的には、対象法人が行う協力について、以下2つの条件を満たす必要があります。

条件1：要件①の事業活動の実施に係るものであること

条件2：スタートアップ企業の成長に貢献するものであること

例えば、以下ケースEは上の条件を2つとも満たし、ケースFは少なくとも条件1を満たさないため、ケースFは本税制の対象外となります。

## ケースE→対象

- 【対象法人】自動車製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】自動運転用OSの開発に取り組む企業
- 【協力内容】対象法人が安全装置開発のために蓄積してきた自動車事故のデータの提供
- 【M&A目的】自動運転事業への進出

### <条件1>

データの提供によるOS改善は、自動運転事業への進出という目的に係る

→○

### <条件2>

対象法人のデータはスタートアップ企業のOS開発にとって重要であり、その成長に貢献するもの→○

## ケースF→対象外

- 【対象法人】自動車製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】自動運転用OSの開発に取り組む企業
- 【協力内容】対象法人の社員である弁護士をスタートアップ企業に出向させ、スタートアップ企業が抱える労務問題の解決を図る
- 【M&A目的】自動運転事業への進出

### <条件1>

スタートアップ企業の労務問題の解決は、自動運転事業への進出という目的と関係がない→×

### <条件2>

労務問題の解消がスタートアップ企業の成長に貢献するかは不明確であるため、追加調査が必要→△

<注意点> スタートアップの成長に向けて必要な協力を行うためには、適切な協力体制や社会的信用等が備わっていることが重要であり、そうした体制等が十分ではないと判断される場合には本税制の対象外となることがあります。

# M&A要件⑤：純投資その他の 株式投資でないこと（1/2）

本税制は、オープンイノベーションの促進を目的としているため、純投資やそれに類似するようなM&A、具体的には次のいずれかのみを目的としたM&Aは、本税制の対象外となります。

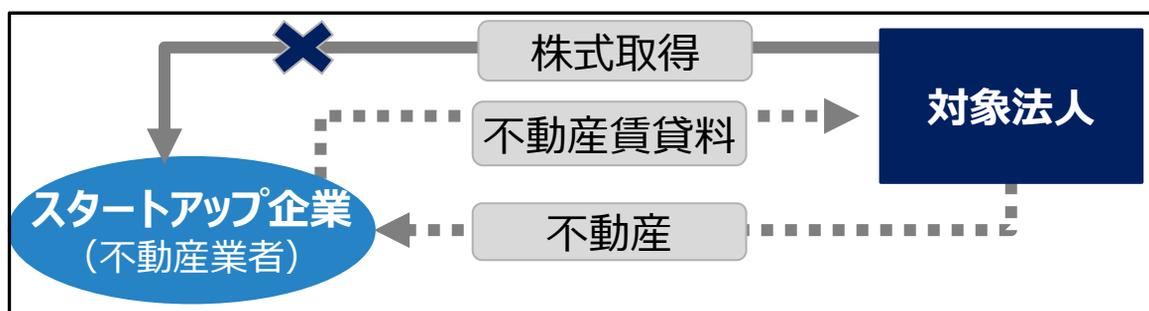
- ① 取得した株式を将来売却することにより利益を受けること
- ② スタートアップ企業から将来配当を受けること
- ③ 株式譲渡契約を結んだ後、スタートアップ企業への継続的関与を伴わずにスタートアップ企業から利益（物品リース料、不動産賃貸料、金融商品等の取引による運用益など）を受けること

## <注意点>

①～③がM&Aの目的の一部に含まれるだけであれば、対象から除外されません。

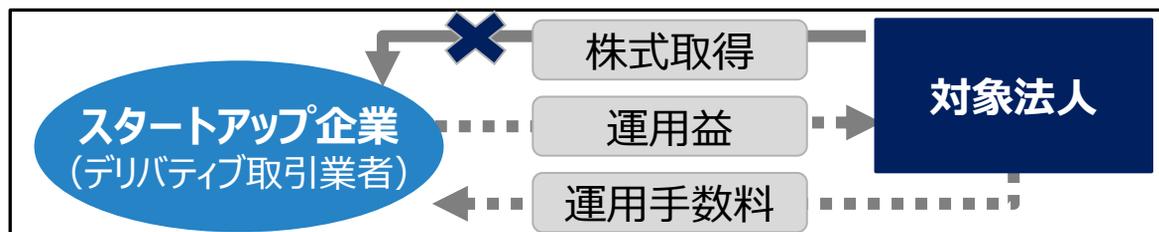
## ケースG→対象外

対象法人が、M&Aをしたスタートアップ企業に不動産を貸し出し、スタートアップ企業がその不動産を使った事業を行うことで対象法人に賃貸料を支払う場合、これを唯一の目的とするM&Aは対象外となります。



## ケースH→対象外

対象法人が、M&Aをしたスタートアップ企業に運用手数料を支払い、スタートアップ企業がその手数料を元手にデリバティブ取引を行うことで対象法人に運用益を支払う場合、これを唯一の目的とするM&Aは対象外となります。



① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

# M&A要件⑤：純投資その他の 株式投資でないこと（2/2）

## ケースI→対象

- 【対象法人】不動産所有者
- 【スタートアップ企業】不動産仲介用ウェブサービス事業を行う企業
- 【M&A目的】スタートアップ企業が有するウェブサイト上に、自社物件を掲載した上で、当該ウェブサイト上の顧客データを基に掲載方法を工夫したり、オンライン広告事業の拡大を図る。



### <目的①>

取得した株式の売却による利益を目的としていない→○

### <目的②>

配当益を受けること以外の目的がある→○

### <目的③>

M&A後の継続的な関与が確認でき、また新たな収入源を確保することを目的としている→○

## ケースJ→対象外

- 【対象法人】不動産所有者
- 【スタートアップ企業】不動産仲介用ウェブサービス事業を行う企業
- 【M&A目的】スタートアップ企業が有するウェブサイト上に、自社物件を掲載することで、不動産賃貸料を得ることが唯一の目的。ただし掲載後継続的関与は認められない。



### <目的①>

取得した株式の売却による利益を目的としていない→○

### <目的②>

配当益を受けること以外の目的がある→○

### <目的③>

継続的関与が確認できず、また不動産賃貸料を得ることが唯一のM&Aの目的→×

# M&A要件に関するFAQ (1/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

オープンイノベーション要件

Q1 : オープンイノベーション要件について教えてください。

A : オープンイノベーション要件としては、以下の3点について申請者にご説明頂き、経済産業省が事後的な確認を行うこととしています。

- ① 高い生産性が見込まれる事業または新たな事業の開拓を目指した事業活動であること
- ② ①において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
- ③ ①の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力を行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること

なお、オープンイノベーション要件への該当性について、事前に経済産業省への相談を行うことも可能です。その場合、相談後30日以内に該当するか否かについて回答させていただきます。事業年度末に相談された内容と同一のものを申請頂ければ、経済産業省側の回答も同一となります。

Q2 : 「自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す」という基準の意味するところについて、具体的に教えてください。

A : これらの基準は、多様なオープンイノベーションの形を支援すべきという趣旨に鑑み、外形的な定量基準を含まないものとなっています。

したがって、具体的な事例における運用については、経済産業省にご相談ください。

Q3 : 5億円以上のM&Aとありますが、例えば日を分けて株式取得をして累計額が5億円になる場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。

A : 1回の株式取得価額が5億円以上であるM&Aが対象のため、日を分けて株式取得することで累計額が5億円となる場合は対象となりません。

# M&A要件に関するFAQ (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

税制対象期間

Q5: いつからいつまでの期間に行われたM&Aが対象となるのでしょうか。

A: 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたM&Aが対象となります。  
なお、M&Aが行われた日は、スタートアップ企業の株式を取得した日(=株式の引渡し日)となります。

その他

Q6: 既に株式を保有しているスタートアップ企業に対するM&Aにおいて、本制度を活用する上での留意点はあるのでしょうか。

A: 既に株式を保有しているスタートアップ企業に対するM&Aであっても、要件を満たす場合には対象になります。ただし、以下の2点に留意する必要があります。

- ① 既に議決権の過半数を有しているスタートアップ企業へのM&Aは対象外
- ② 令和5年4月1日以降にスタートアップ企業の新規発行株式を取得し、当該取得に関してオープンイノベーション促進税制(新規出資型)に係る要件を満たす旨の証明を経済産業大臣から受けている場合、当該スタートアップ企業に対するM&Aは対象外(令和5年3月31日までの取得分は併用可能)。

## <注意>

仲介事業者を活用したM&Aにおいて、仲介事業者が株式の譲渡側・譲受側の両者と契約をしている場合、利益相反となるリスクがあります。

そのため、仲介事業者から両者に対して、両者と仲介契約を締結していること(特に両者から手数料を受領している場合にはその旨)、利益相反の恐れがある事項を伝えるようにするなど、リスクを最小限とする措置を講じることが望まれます。

# 税制に関する主な手続

本税制を受ける（受け続ける）ためには、対象法人（申請者）において、主に以下3点の手続きが必要になります。詳細については、次ページ以降をご参照ください。

## ① 税制の適用を受けるための手続き（本申請）

M&Aを行った事業年度末に、当該M&Aが税制の対象要件を満たすことについて、証明を受けるための手続き

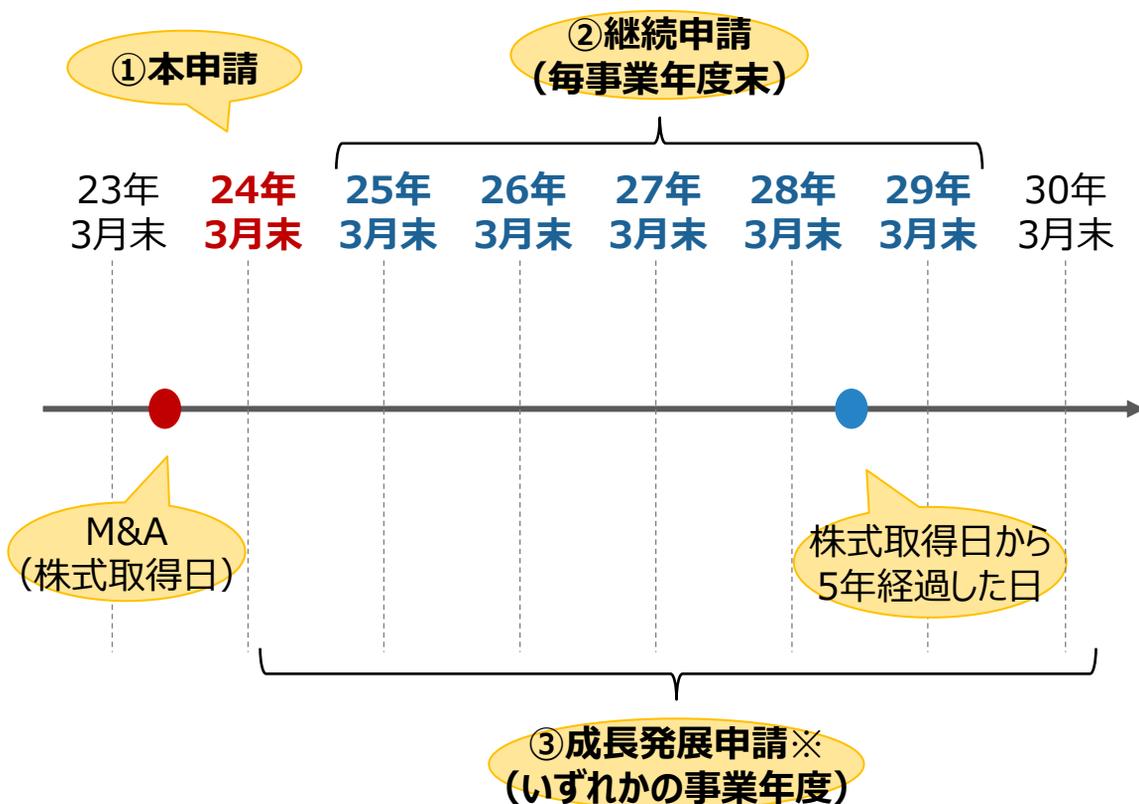
## ② 税制の適用後5年間の手続（継続申請）

所得控除を行った翌事業年度以降5年間、毎事業年度末に、取得株式を継続して保有していることや引き続きオープンイノベーションに向けた取組をしていることについて、証明を受けるための手続き

## ③ 成長要件の達成に関する証明を受けるための手続（成長発展申請）

M&Aから5年以内に、M&Aをしたスタートアップ企業が成長要件を達成したことについて、証明を受けるための手続き

### 主な手続きの申請時期の例



※スタートアップ企業の事業年度によって申請期間は異なる（P.46参照）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

# 税制の適用を受けるための手続

- ①対象法人要件 (P.3~9)
- ②スタートアップ企業要件 (P.10~15)
- ③M&A要件 (P.16~26)

を満たした、対象法人によるスタートアップ企業のM&Aについては、その取得したスタートアップ企業の株式の取得価額の25%を、株式取得を行った年度の所得から控除（損金算入）することができます。

- ◆ M&Aが各要件を満たすことについて、経済産業大臣の定める様式にしたがって必要事項を記載し、M&Aを行った事業年度末に、経済産業大臣に証明書の交付を求めてください。
- ◆ 証明書の交付申請に当たっては、P.47以降で説明する各種様式を作成し、経済産業省に提出してください。申請の方法については、gBizIDによる電子申請が原則となっています（P.81参照）。
- ◆ また、所得控除を受けるためには、対象となる取得株式の取得価額の25%以下の金額を、スタートアップ企業別に、**特別勘定を設ける方法により経理**する必要があります（P.30参照）。

- ◆ **所得控除の上限額は、1件あたり、50億円**

すなわち、1回の株式取得価額のうち200億円までが税制対象となります。

また、一事業年度当たりの所得控除の上限額は、一定の算式により計算された所得の金額（所得基準額）※となります。

所得基準額の上限額は125億円ですので、所得控除の上限額は、オープンイノベーション促進税制（新規出資型）と合算して、

## **一事業年度内あたり、125億円まで**

すなわち、同じ事業年度内の株式取得価額はオープンイノベーション促進税制（新規出資型）と合算して500億円までが税制対象となります。

※通算法人の場合、一定の算式により計算した通算グループ全体の所得の金額の合計額を損益通算前の所得の金額の比で配分した金額（調整前所得基準額）になります。

# 税制の適用を受けるための手続フロー

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

本申請より前  
(M&A前後のいずれかのタイミング)

**経済産業省への事前相談\***

※本申請の前に必ず事前相談を行ってください。  
内容に不備がなければ、30～60日を目標に回答します。

**スタートアップ企業のM&A**

本申請より前  
(M&A前後のいずれかのタイミング)

**経済産業省への事前相談\***

事業年度末日の  
60日前～30日後

**経済産業大臣への証明書交付申請**

その年度のM&Aに関する様式1、10～12と別表及び  
案件概要スライドをまとめて提出

申請から  
60日以内に交付

**経済産業大臣による証明書の交付**

様式15と別表を交付（所得控除可能額を別表に記載）

**税務申告**

様式15、別表及び法人税申告書別表を税務署に提出

## 特別勘定の経理

所得控除を受けるためには、対象となる取得株式（特定株式）の25%以下の金額を、**特別勘定の金額として経理\*する必要があります。**

\*税制の適用の前提として、特別控除額の管理について会計上の受入れを要請するものですので、損金経理に限るものではありません。したがって、例えば、利益剰余金の処分により目的積立金を積み立てることなどが、これに該当します。

なお、利益剰余金の処分による目的積立金（特別勘定）の積立では、**法令の規定に基づく剰余金の増加項目に該当する**ため、株主総会の決議は不要です。（会社法第452条、会社計算規則第153条第2項）

### 事例

M&Aにより発行済株式を100億円分取得し、25%の25億円の所得控除を受けるため、目的積立金（特別勘定）を計上する場合。

### 会計上の仕訳イメージ

繰越利益剰余金 25 / 目的積立金（特別勘定） 25

### 株主資本等変動計算書イメージ

	株主資本	
	利益剰余金	
	目的積立金 （特別勘定）	繰越利益剰余金
当期変動額		
目的積立金（特別勘定）積立	25	△25

#### <注意点>

具体的な会計処理については、公認会計士・税理士等にご相談ください。

# M&A後5年間にわたる特別勘定の扱い

本税制については、スタートアップ企業との継続的なオープンイノベーションを目的として行う対象法人のM&Aに対して税制上の特例を認めるものであるため、対象法人は、対象となる取得株式について、5年以上の保有を予定していることが必要です。

なお、対象法人が税制の適用を継続して受けるためには、当該取得株式に関して特別勘定を設けた場合、その株式取得の日から**特別勘定を維持する必要**があります。

このため、対象法人が**任意に特別勘定を取り崩した場合**、その取り崩した金額は、取り崩した事業年度において**益金算入**する必要があります。

このほか、5年の間に対象法人がスタートアップ企業との**オープンイノベーションを継続していると認められない等の場合**（P.33参照）には、特別勘定を取り崩さなければならず、その取り崩した金額は、取り崩した事業年度において**益金算入**する必要があります。

- ◆ 所得控除を行った翌事業年度以降も、5年間、対象である取得株式の保有を継続し特別勘定を維持していること、引き続きスタートアップ企業とのオープンイノベーションに向けて取組んでいることについて、経済産業大臣の定める様式にしたがって必要事項を記載し、毎事業年度末に、経済産業大臣に継続証明書の交付を求めてください。

## <注意点>

オープンイノベーション促進税制（新規出資型）と異なり、M&A型は、**5年経過した後も、取り崩し要件に該当した場合や任意に取り崩した場合**、要件に該当した事業年度又は取り崩した事業年度において、要件に応じた取り崩し金額又はその取り崩した金額を**益金算入**する必要がありますので、ご注意ください。  
なお、成長要件を達成した後も同様です。

# 税制の適用後5年間の手続フロー

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

継続証明書の交付申請では、  
経済産業省への事前相談は原則不要※

※特別勘定を取り崩した場合は必ず事前相談を行ってください。

事業年度末日の  
60日前～30日後

**経済産業大臣への継続証明書交付申請**  
前年度以前の内容に関する様式13と別表をまとめて提出

**経済産業大臣からの追加書類提出の依頼**  
(オープンイノベーションの継続を確認するために求める場合あり)

申請から  
60日以内に交付

**経済産業大臣による継続証明書の交付**  
様式9と別表を交付  
※継続証明書は税務申告時の添付は不要です

M&Aをした日（株式取得日）から5年経過した日を含む  
事業年度末まで毎事業年度末に同様の手続を行う

株式取得日から5年経過した日を含む事業年度末

**経済産業大臣による継続証明書の交付**

- 成長要件の達成証明を受けた後も、株式取得日から5年経過した日を含む事業年度末まで、継続証明の手続を行う必要がありますので、ご注意ください。
- 株式取得日から5年経過した後も、取り崩し要件に該当した場合や任意に特別勘定を取り崩した場合、要件に該当した事業年度又は取り崩した事業年度において、要件に応じた取り崩し金額又はその取り崩した金額を**益金算入**する必要がありますので、ご注意ください。

# オープンノベーションの継続が確認できない等の場合における対応

オープンノベーションの継続が確認できない等の理由により特別勘定を取り崩さなければならない場合とは、以下のとおりです。

ただし、例外的に一部取崩しを認める場合があります（P.34～43）。以下の事由に該当する可能性が生じた際は、速やかに経済産業省にご連絡ください。

- ① 対象法人が青色申告書の提出の承認が取り消された／青色申告取りやめの届出を行った
- ② 対象法人が、自身を子法人とする税制非適格の株式交換等を行った※<sup>1</sup>
- ③ 対象法人が通算制度の開始、通算制度への加入又は通算制度からの離脱等に伴う時価評価の対象となる法人に該当する場合
- ④ 対象法人が税制非適格の合併をし、合併法人に対象である取得株式を移転した
- ⑤ CVC経由でM&Aしており、CVCの出資比率に変更が生じた※<sup>3</sup>
- ⑥ 対象法人又はスタートアップ企業が解散した（吸収合併を含む）
- ⑦ 経済産業大臣からの継続証明書が交付されなかった※<sup>4</sup>
  - オープンノベーション要件を満たさなくなった
  - 虚偽の申請が行われた
  - 変更等の所要の手続きを行わなかった
  - スタートアップ企業が、M&Aをされる前の事業を営んでいない※<sup>3</sup>
  - スタートアップ企業が、他者から事業を譲り受けた※<sup>3</sup>
- ⑨ 対象である取得株式を譲渡した
- ⑩ 議決権の過半数を有しないこととなった
- ⑪ 対象である取得株式の帳簿価額を減額した※<sup>5</sup>
- ⑫ スタートアップ企業から配当を受けた

- ※<sup>1</sup> 税制非適格であっても、100%親子関係がある場合の株式交換・株式移転は除かれます。また、特別勘定が1,000万円未満である場合は取り崩す必要はありません。
- ※<sup>2</sup> 特別勘定が1,000万円未満である場合は取り崩す必要はありません。
- ※<sup>3</sup> スタートアップ企業の成長要件の達成に関する証明を受けた場合は除かれます。
- ※<sup>4</sup> 継続証明書の交付は株式取得日から5年経過した日を含む事業年度末分まで行います。
- ※<sup>5</sup> 分割型分割及び株式分配によるものを含みます。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

# 一部取り崩しが行われる場合における対応 (概要)

特定株式が取り崩し事由に該当することとなった場合、具体的には以下のとおり対応していただくこととなります。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

## 取崩し事由

## 対応

① 特定株式を一部譲渡した

原則：譲渡したものの割合に応じて益金算入（P.35参照）

例外①：税制対象案件において取得した株式の簿価が200億円を超過していた場合、その超過分から先に売却したこととみなす（P.36参照）

例外②：税制対象案件以前に取得した同一銘柄の株式を保有していた場合、その保有分から先に売却したこととみなす（P.37参照）

例外③：議決権の過半数を下回った場合は、特別勘定の全額を取り崩すこととする

② 特定株式の税務上の簿価を減額した

・減額した税務上の簿価が取得価額に占める割合を、損金算入額に乗じて得た額を益金算入する（P.38参照）

③ 資本剰余金を原資とした、特定株式に係る配当を受けた※

・次のaとbの合計額を益金算入する（P.41参照）

a. 1株あたりの資本剰余金減少額に対象法人による取得株式総数を乗じ、さらに25%を乗じて得た額

b. a.の配当により取得株式の帳簿価額を減額し、その減額した金額が継続証明書（別表）に記載される場合には、その金額の25%を乗じて得た額

④ 利益剰余金を原資とした、特定株式に係る配当を受けた※

・年間配当額がその株式の税務上期末簿価に占める割合が2%以下である場合、益金算入は行わず、損金算入分はそのまま維持される

・年間配当額がその株式の税務上期末簿価に占める割合が2%を上回る場合、年間配当額が取得価額に占める割合のうち2%を上回る部分を、損金算入額に乗じて得た額を益金算入する（P.42参照）

⑤ 本税制の利用に際し経理した特別勘定の額を、任意に取り崩した

・任意に取り崩した金額を益金算入する

※スタートアップ企業の成長要件を達成した後は、年間配当金額×25%を特別勘定から取り崩すこととなります。

# 例①：特定株式を一部譲渡した後、特別勘定の取崩しが必要となる場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

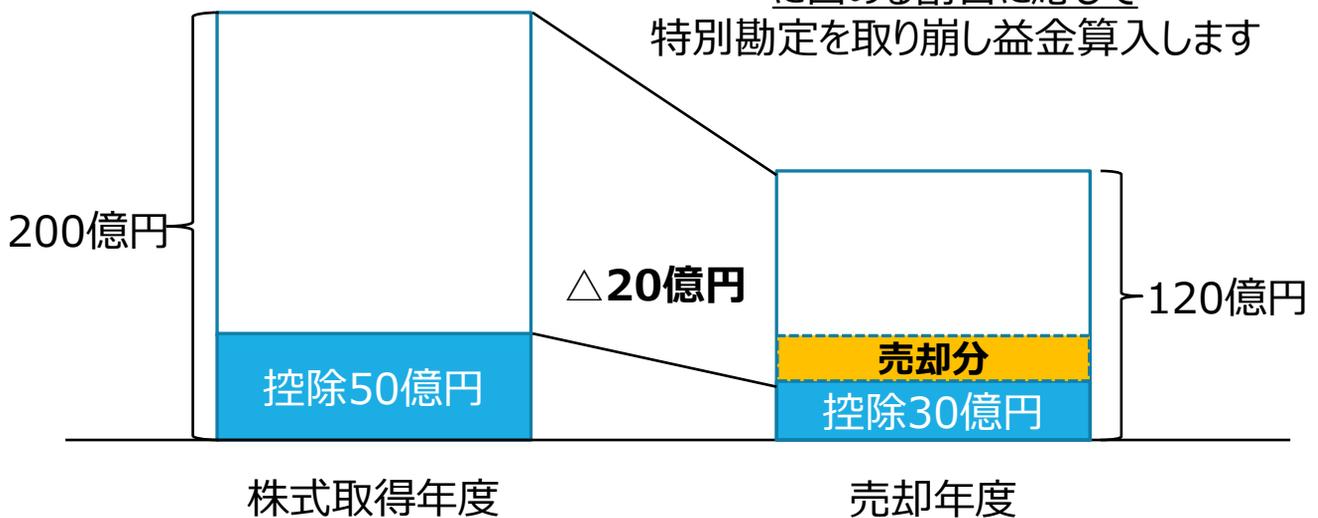
M&Aにより初年度に発行済株式を200億円で取得し、50億円の所得控除を受けた後、80億円分の株式を売却した場合は、20億円について特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。

## <計算式>

租税特別措置法施行令第39条の24の2第9項第1号に基づき、以下のとおり計算されます。

$$\text{特別勘定取崩し額} = (\text{売却株式数} \div \text{取得株式数}) \times \text{所得控除額 (特別勘定額)}$$

売却株式数が取得株式数  
に占める割合に応じて  
特別勘定を取り崩し益金算入します



※ 特定株式の譲渡によって、議決権の過半数を下回った場合は、全額について特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。

# 例外①：特定株式を一部譲渡した際、特別勘定の取崩しが不要となる場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

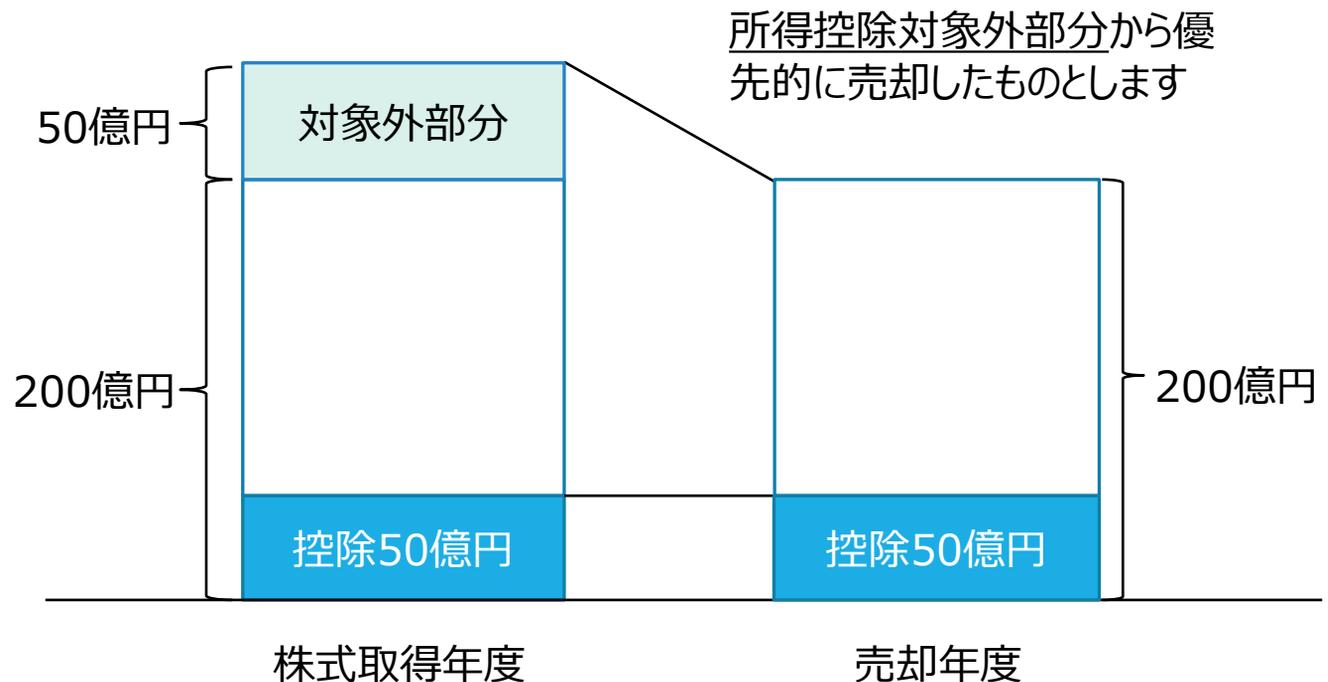
④ 手続

M&Aにより初年度に発行済株式を250億円で株式取得し、50億円の所得控除を受けた後、50億円分売却した場合には、本税制の対象外部分である50億円から優先的に売却したとみなすことも可能であり、この場合は、益金算入額は0円となります。

## ＜計算式＞

継続証明書（別表）において、以下のとおり計算された金額を特別勘定取崩し額として記載いたします。

$$\text{特別勘定取崩し額} = \{ [\text{売却株式数} - (\text{取得株式数} - 200\text{億円分の株式数}) ] \div 200\text{億円分の株式数} \} \times \text{所得控除額}$$



- ※ 1件当たり所得控除対象取得額は200億円までです。
- ※ 特定株式の譲渡によって、議決権の過半数を下回った場合は、全額について特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。
- ※ この例外は、継続証明書（別表）に、上記の計算式によって計算された金額が特別勘定取崩し額として記載された場合に適用されます。

## 例外②：特定株式を一部譲渡した際、特別勘定の取崩しが不要となる場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

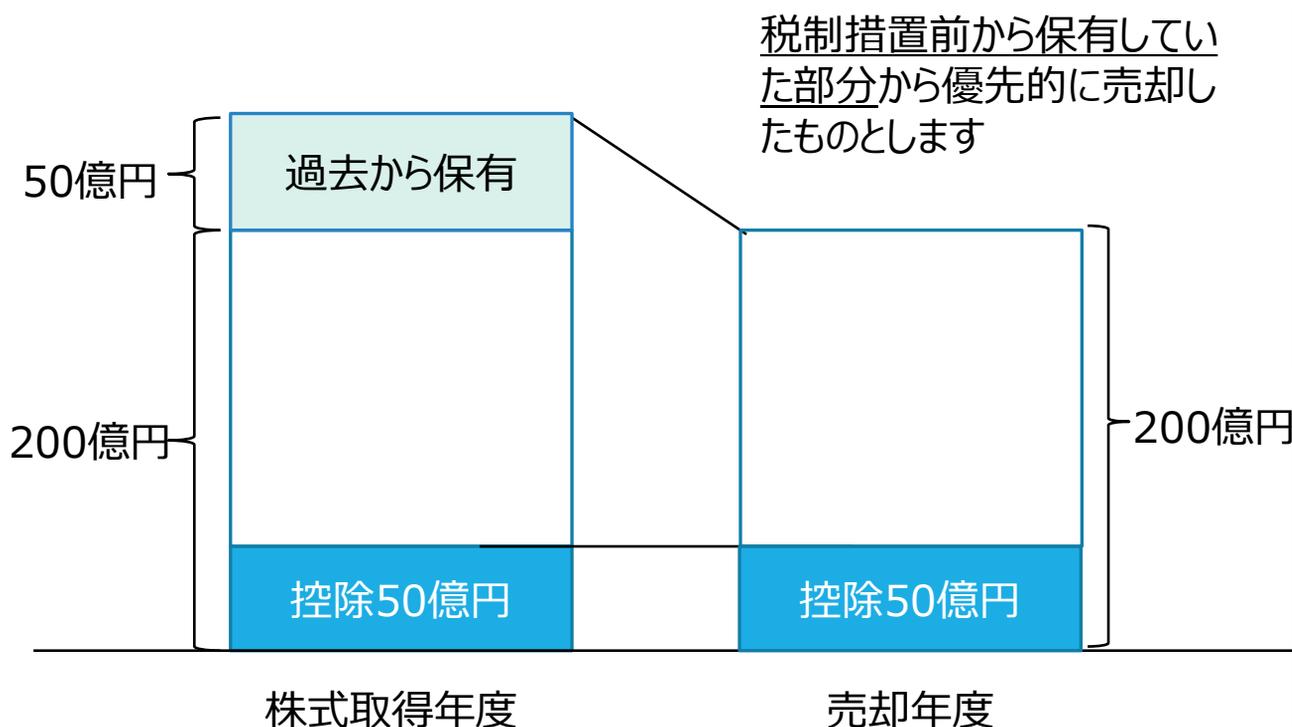
④ 手続

税制措置を利用する前から50億円分の株式を保有し、その後本税制を利用して同じ銘柄の発行済株式をM&Aにより200億円取得し、50億円の所得控除を受けた場合では、税制措置前から保有していた50億円分から優先的に売却したものとみなします。

### <計算式>

継続証明書（別表）において、以下のとおり計算された金額を特別勘定取崩し額として記載いたします。

$$\text{特別勘定取崩し額} = \{ [\text{売却株式数} - (\text{保有株式数} - 200\text{億円分の株式数}) ] \div 200\text{億円分の株式数} \} \times \text{所得控除額}$$



※ 特定株式の譲渡によって、議決権の過半数を下回った場合は、全額について特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。

※ この例外は、継続証明書（別表）に、上記の計算式によって計算された金額が特別勘定取崩し額として記載された場合に適用されます。

## 例②：税務上の帳簿価額の減額による特別勘定の取崩しの場合

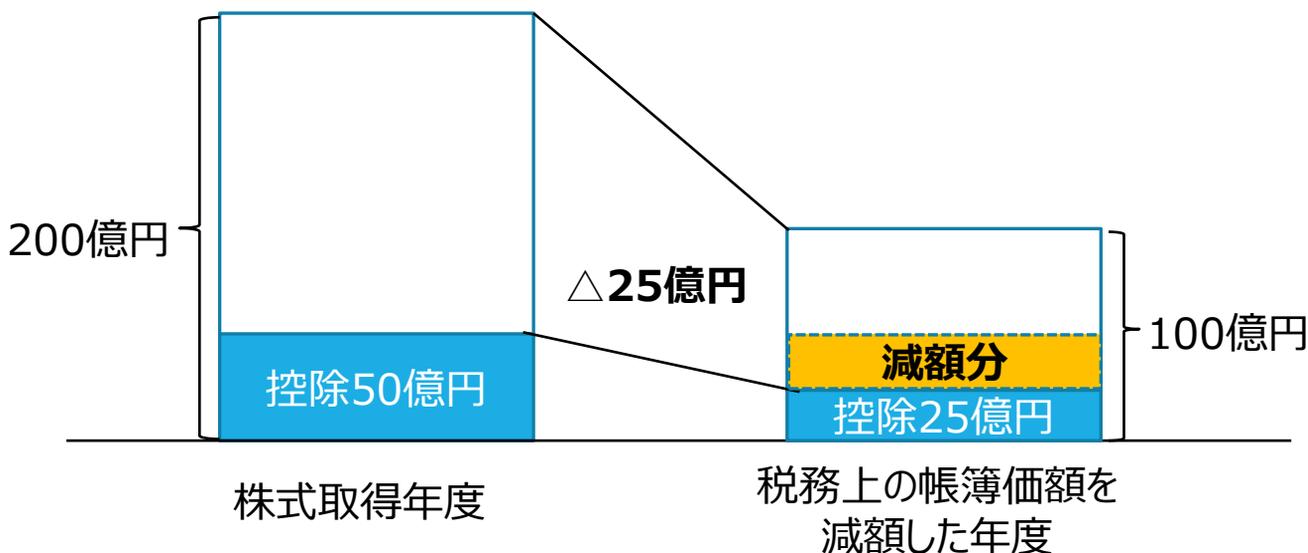
M&Aにより初年度に発行済株式を200億円で取得して50億円の所得控除を受け、後に税務上の帳簿価額を100億円分減額した場合は、帳簿価額の減額分の25%について特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。

### <計算式>

租税特別措置法施行令第39条の24の2第11項第1号に基づき、以下のとおり計算されます。

$$\text{特別勘定取崩し額} = (\text{帳簿価額の減額額} \div \text{取得価額}) \times \text{所得控除額}$$

税務上の帳簿価額の減額100億円  $\div$  200億円  $\times$  50億円  
 = 25億円分だけ特別勘定を取り崩し、益金算入します



### <注意点>

分割型分割や株式分配により、対象である取得株式の帳簿価額を減額した場合は、上記の計算式とは別に、租税特別措置法施行令第39条の24の2第11項第2号・第3号に定める計算式によって、特別勘定取崩し額の計算を行います。

# (参考)

## 帳簿価額の減額

対象である取得株式の帳簿価額の減額については、あくまでも「**税務上の**」帳簿価額の減額であり、いわゆる「**会計上の株式減損**（帳簿価額の減額）」ではありません。

### 会計上株式減損が行われ、税務上の帳簿価額の減額も認められる場合

法令解釈通達 第3款 有価証券の評価損 9-1-9

（市場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定）

9-1-9 令第68条第1項第2号ロ《市場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実》に規定する「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事実がこれに該当する。

(1) 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に当該発行法人について次に掲げる事実が生じたこと。

イ 特別清算開始の命令があったこと。

ロ 破産手続開始の決定があったこと。

ハ 再生手続開始の決定があったこと。

ニ 更生手続開始の決定があったこと。

(2) 当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した時の当該発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったこと。

※会計上の株式減損が行われた場合でも、税務上の帳簿価額の減額が認められるとは限らない点にご注意ください。上記の他、法令解釈通達9-1-11（価額の回復可能性の判断など）も対象となります。詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09\\_01\\_03.htm](https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09_01_03.htm)



## (参考)

# 配当による特別勘定の取崩しの考え方

スタートアップ企業は通常、資金を自己成長のために振り向け、企業価値向上を目指すため、基本的に大きな配当はしないと考えられます。

したがって、配当を行った場合には、経済産業大臣の証明書の交付にあたり、**オープンイノベーションの継続性が確認できた場合**には、配当の内容を確認します。

そして、配当の内容によっては、以下のとおり特別勘定の一部について取り崩し、益金算入する必要があります。

配当についてはその原資により、本税制が適用されている各取得株式について、以下のパターンで特別勘定の取崩しを整理しています。

### <配当原資が**資本剰余金**の場合>

資本剰余金からの配当は**出資の払戻し（資本取引）**であり、スタートアップ企業の成長を促す制度趣旨と乖離するため、租税特別措置法の規定に基づき、以下の金額が当該事業年度に益金算入する必要があります。

#### **（1株あたりの資本剰余金減少額**

**×対象法人による取得株式総数）×25%**

※上記配当により取得株式の帳簿価額を減額し、その減額した金額が継続証明書（別表）に記載される場合には、その金額の25%相当額を上記に加えて益金算入する必要があります。

### <配当原資が**利益剰余金**の場合>

配当により当然には特別勘定の取崩し事由とはなりません。

ただし、**（年間配当額/帳簿価額）が2%を超える場合には**、以下のとおり計算された金額が、特別勘定取崩し額として継続証明書に記載されることとなります。

※配当利回り2%は、上場株式市場平均に近い、未上場会社であるスタートアップ企業に通常求められない水準であり、これを超える規模の配当はM&Aをした側に対しての元本資金回収とも考えられるためです。

**[年間配当金額－（帳簿価額×2%）] ×25%**

スタートアップ企業の成長要件を達成した後は、以下のとおり計算された金額を特別勘定から取り崩し、益金算入する必要があります。

**年間配当金額×25%**

# 例③：資本剰余金を原資とした配当による特別勘定の取崩しの場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

M&Aにより初年度に発行済株式を100億円（1万株）で取得して25億円の所得控除を受けた後、資本剰余金を原資とした配当を5億円受けた場合では、配当額5億円の25%について特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。

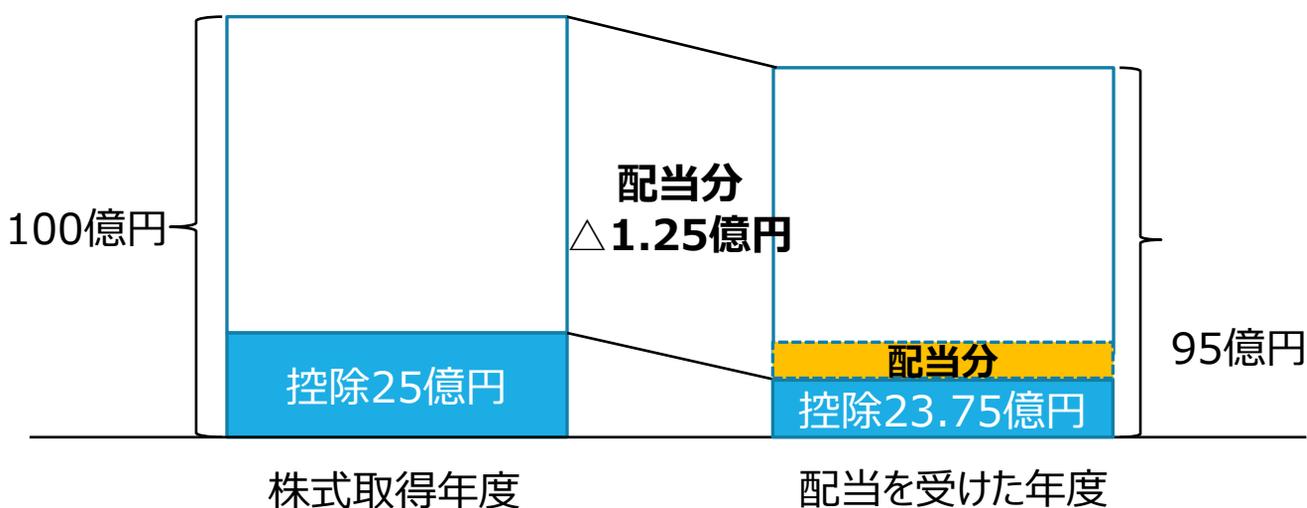
## <計算式>

租税特別措置法施行令第39条の24の2第10項第1号に基づき、以下のとおり計算されます。

$$\text{特別勘定取崩し額} = (\text{1株あたりの資本剰余金減少額} \times \text{対象法人による取得株式総数}) \times 25\%$$

※上記配当により取得株式の帳簿価額を減額し、その減額した金額が継続証明書（別表）に記載される場合には、その金額の25%相当額を上記に加えて益金算入する必要があります。

$$1 \text{株あたりの資本剰余金減少額 } 5 \text{万円} \times 1 \text{万株} \times 25\% = \underline{1.25 \text{億円}} \text{だけ特別勘定を取り崩し、益金算入します}$$



※スタートアップ企業の成長要件を達成した後は、年間配当金額×25%について特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。

## 例④：利益剰余金を原資とした配当による特別勘定の取崩しの場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

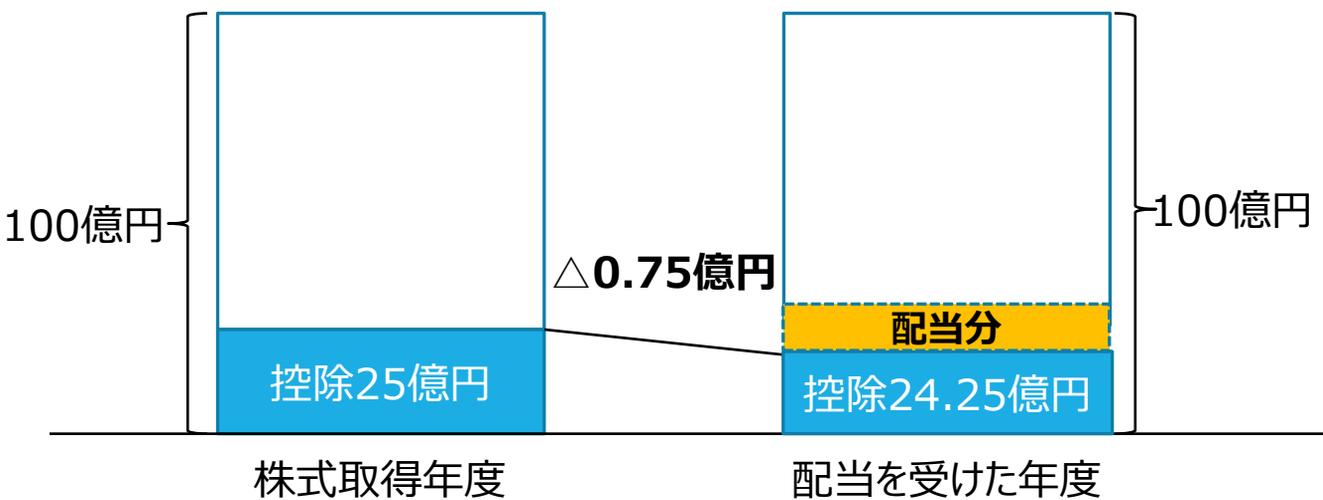
M&Aにより初年度に発行済株式を100億円で取得して25億円の所得控除を受けた後、利益剰余金を原資とした配当を5億円受けた場合では、年間配当額/帳簿価額が2%を超えるため、配当額から帳簿価額の2%（2億円）を控除した金額（3億円）の25%について特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。

### <計算式>

継続証明書（別表）において、以下のとおり計算された金額を特別勘定取崩し額として記載いたします。

$$\text{特別勘定取崩し額} = [\text{年間配当金額} - (\text{帳簿価額} \times 2\%)] \times 25\%$$

5億円の配当は、年間配当額/帳簿価額が2%を超えるため、 $[\text{5億円} - (\text{100億円} \times 2\%)] \times 25\% = \text{0.75億円}$ だけ特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります



※スタートアップ企業の成長要件を達成した後は、年間配当金額×25%について特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。

# (参考) 事業再編等がある場合の対応

事業再編等が行われた場合、具体的には以下のとおり対応して頂くことになります。

## 再編内容

## 対応

①対象法人が適格合併した

- 合併法人に特別勘定の全額を引き継ぐこととし、その旨を継続保有証明書に記入する
- ただし、合併法人が、青色申告書の提出ができる法人である場合に限る

②対象法人が適格分割・適格現物出資により全部の株式を移転した

- 元々特別勘定を設けていた法人が、その旨を記載した様式7（P.67参照）、別表（P.51参照）及び租税特別措置法施行規則第22条の13第5項の項目を記載した書類の3点を、適格分割又は適格現物出資の日以後2か月以内に所轄税務署長に提出した場合には、特別勘定を引き継ぐ
- なお、特別勘定については、移転した取得株式に相当する額を分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととなるが、その分割承継法人又は被現物出資法人が、青色申告書の提出ができる法人でない場合には引き継いだ金額を益金算入することとなる

※株式の一部を移転する場合、特別勘定を引き継ぐことはできません。なお、移転後も対象法人が議決権の過半数を有する場合は、移転した株式に対応する特別勘定を取り崩し、議決権の過半数を有しないこととなった場合は、全額を取り崩す必要があります。

③対象法人が、自らを株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等を行った

- 本税制に係るそれぞれの特別勘定の金額が1,000万円未満である場合は損金算入を継続できるが、その金額が1,000万円以上である場合は、その金額を益金算入する

④対象法人が非適格合併したことにより、税制対象案件において取得した株式を移転した

- 損金算入された分を全額益金算入する

⑤税制対象案件においてM&Aをされたスタートアップ企業が解散した（吸収合併含む）

- 損金算入された分を全額益金算入する

対象法人の再編

スタートアップ企業の再編

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

# 成長要件の達成に関する証明を受けるための手順フロー

相談から  
30日以内に回答

経済産業省への事前相談

① 対象法人要件

成長要件の達成後  
から一定期間まで  
(P.46参照)

経済産業大臣への成長発展証明書交付申請  
→成長要件の達成に関する様式14と別紙5、関連資料（損益計算書及び貸借対照表等）をまとめて提出

② スタートアップ企業要件

経済産業大臣からの追加書類提出の依頼  
(要件達成を確認するために求める場合あり)

申請から  
60日以内に交付  
(交付には最低30日  
要します)

経済産業大臣による成長発展証明書の交付  
→様式15を交付  
※成長発展証明書は税務申告時の添付は不要です

③ M & A 要件

成長発展の証明を受けた後も特別勘定を維持する必要がありますので、ご注意ください。

④ 手続

# 成長要件の全体像

M&Aから5年以内に、M&Aをしたスタートアップ企業が成長要件を達成し、証明を受けた場合、税メリットをその後も継続して受けることができます。要件は、スタートアップ企業の成長段階に応じて3類型あります。

		A 売上高成長類型	B 成長投資類型	C 研究開発特化類型
M&A 時点の 要件	&	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売上高 ≤ 10億円</li> <li>● 売上高に対する研究開発費 + 設備投資の比率 ≥ 5%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売上高 ≤ 4.2億円</li> <li>● 売上高に対する研究開発費の比率 ≥ 10%</li> <li>● 営業利益 &lt; 0</li> </ul>
		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究開発費 ≥ 4.6億円</li> <li>● 研究開発費成長率 ≥ 1.9倍</li> </ul> <p style="text-align: center;">OR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 設備投資 ≥ 0.7億円</li> <li>● 設備投資成長率 ≥ 3.0倍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究開発費 ≥ 6.5億円</li> <li>● 研究開発費成長率 ≥ 2.4倍</li> <li>● 研究開発費増加額 ≥ 株式取得価額の15%</li> </ul>
5年以内に満たすべき成長要件	&	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売上高 ≥ 33億円</li> <li>● 売上高成長率 ≥ 1.7倍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売上高 ≥ 1.5億円</li> <li>● 売上高成長率 ≥ 1.1倍</li> </ul>	—

※ 1 各枠内に記載の内容は全て満たすことが必要（例：売上高成長類型の場合、売上高 ≥ 33億円と売上高成長率 ≥ 1.7倍の両方を満たすことが必要）

※ 2 設備投資 = 減価償却費

※ 3 要件に関する注意点はP.79を参照

# 成長要件の達成に関する要件を判定する 事業年度と証明の申請可能期間

M&Aをしたスタートアップ企業が成長要件を達成しているかを判定する事業年度と、対象法人が成長要件の達成証明を受けることができる申請期間は以下のとおりです。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

## 1. 成長要件の判定に用いるスタートアップ企業の事業年度

① **基準年度** (M&A時点の要件、成長要件の比較対象となる事業年度)

M&Aを行った日 (株式取得日) における直近の決算が確定した事業年度

② **対象年度** (成長要件を達成した事業年度)

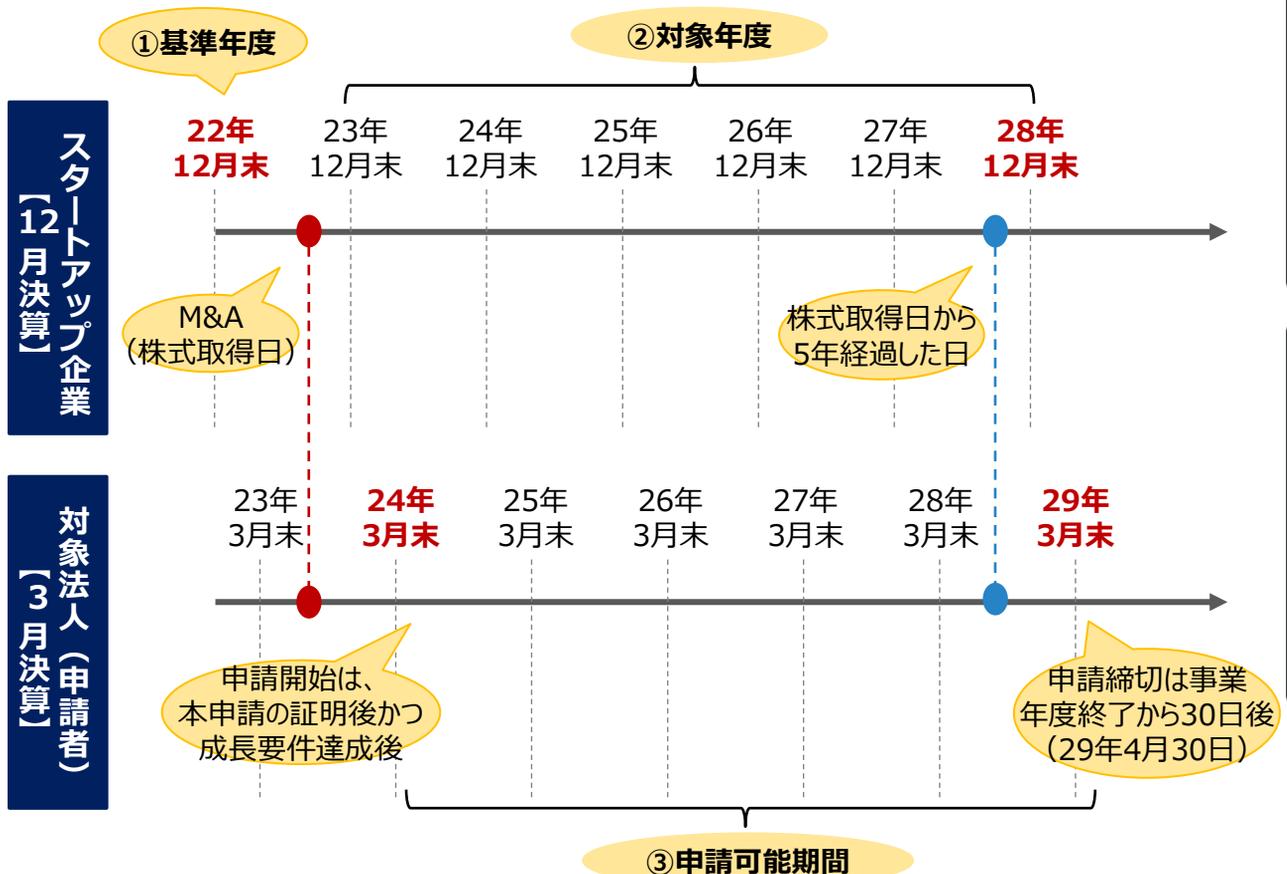
基準年度の翌年度から5事業年度目 (株式取得日から5年経過した日を含む事業年度) までのいずれかの決算が確定した事業年度

## 2. 対象法人による成長要件の達成証明の申請可能期間

③ **申請可能期間**

本申請の証明後かつ成長要件の達成を確認した後から②のスタートアップ企業の5事業年度目の末日を含む対象法人の事業年度終了後30日以内

### 要件を判定する事業年度と申請期間の例



# 経済産業大臣への申請書類

本税制の適用を受けるにあたり、関係する書類は次のとおりとなります。次ページ以降で、それぞれの書類について説明していきます。

## 1. 初年度申請時 (P.48～)

- ①様式1、②様式10、③様式11及び申請書別表、④様式12、⑤案件概要スライド

## 2. 初年度証明交付時 (P.65) ※経済産業省から発出

- ①様式5、②申請書別表

## 3. 申請内容変更時

### (1) 初年度証明、継続申請証明に関する変更 (P.66)

- ①様式6、②申請書別表

### (2) 成長発展証明に関する変更 (P.68)

- 様式16

## 4. 申請内容変更証明時 ※経済産業省から発出

### (1) 初年度証明、継続申請証明に関する変更 (P.67)

- ①様式7、②申請書別表

### (2) 成長発展証明に関する変更 (P.69)

- 様式17

## 5. 証明後1～5年度目の継続申請時 (P.70～)

- ①様式13、②申請書別表

## 6. 継続申請証明時 (P.77) ※経済産業省から発出

- ①様式9、②申請書別表

## 7. 成長発展申請時 (P.78～)

- 様式14

## 8. 成長発展申請証明時 (P.80) ※経済産業省から発出

- 様式15

※各申請様式はgBizフォームへの入力により提出いただきます。

※申請フォームに関する詳細は、「gBizG ビズフォームポータルサイト オープンイノベーション促進税制 (M&A型) 申請利用者ガイド」もご参照ください。

※利用者マニュアルリンク先：<https://form.gbiz.go.jp/list-document/>  
(gBizFORMポータルサイトへ遷移します)

# 様式 1 (経済産業省への提出書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式 1 は、M&Aをした事業年度末の申請において経済産業省に提出するもので、様式10～12の表紙にあたるものになります。

様式 1

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項  
に基づく経済産業大臣の証明申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法人番号
名 称
住 所
代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項の規定に  
基づき経済産業大臣の証明を受けたいので下記により申請します。

記

1. 経営資源活用共同化推進事業者に関する情報 (国内外における経営資源活用の共同化に  
関する調査に関する省令第 3 条第 1 項第 1 号の事業活動に関する場合は様式 2、同項第 2  
号の事業活動に関する場合は様式 1 0 のとおり)
2. 特別新事業開拓事業者に関する情報 (国内外における経営資源活用の共同化に関する調  
査に関する省令第 3 条第 1 項第 1 号の事業活動に関する場合は様式 3、同項第 2 号の事業  
活動に関する場合は様式 1 1 のとおり)
3. 特定事業活動に関する情報 (国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関  
する省令第 3 条第 1 項第 1 号の事業活動に関する場合は様式 4、同項第 2 号の事業活動に  
関する場合は様式 1 2 のとおり)

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

◆ 様式 1 の記入日は別表「1. 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣証明申請年月日」と同日にしてください。

◆ また、複数の案件を同一年度に申請する場合には**全案件を同日**としてください。

◆ 本税制の適用要件に適合するスタートアップ企業の株式の取得に当たるとい旨を様式10～12にて記載してください。

◆ 申請にあたり、1つの対象法人につき1部提出いただきます。

◆ 「法人番号、名称、住所、代表者の氏名」には、M&Aをしたスタートアップ企業の情報ではなく、M&Aをした対象法人の情報を記載してください。

# 様式10（経済産業省への提出書類）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

➤ 様式10は、本税制の対象法人に関する情報を記載していただくものです。

様式10

## 経営資源活用共同化推進事業者に関する情報

### 1. 経営資源活用共同化推進事業者

法人名	
法人番号	
企業規模 (中小企業者(※)に該当するか否か)	<input type="checkbox"/> 中小企業者
日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる小分類番号及び項目名	
法人の種類	<input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 相互会社 <input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合 <input type="checkbox"/> 農林中央金庫 <input type="checkbox"/> 信用金庫又は信用金庫連合会
特定事業活動の内容	様式12のとおり

※「中小企業者」とは、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者(資本金1億円以下の法人であって大規模法人の所有に属していない法人又は従業員1,000人以下の法人等)をいう。

### 2. 株式の保有期間

当社は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第2号の事業活動により取得した株式について、その取得の日から5年以上継続して保有する予定です。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

◆「経営資源活動共同化推進事業者」とはM&Aを行う事業者、つまり本税制の対象法人となります。

◆総務省日本標準産業分類(平成25年10月改定(第13改定))(平成26年4月1日施行)に掲載のある分類のうち、主として行う産業分類の小分類番号及び項目名を記載してください。

# 様式11（経済産業省への提出書類）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式11は、スタートアップ企業に関する情報を申請していただきます。

様式11

## 特別新事業開拓事業者に関する情報

当社は国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第2号の事業活動により取得した株式及び当該株式に関する必要な情報は、別表のとおりです。

当社は、別表に記載した株式がそれぞれ全て国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第2条第2号に規定する特別新事業開拓事業者（内国法人に限る。）のものであることについて、様式11-1をもって確認しており、また株式を取得した際のそれぞれの株式譲渡契約の内容については添付する様式11-2のとおりです。

次の特別新事業開拓事業者の要件については以下のとおりです。

□当社による別表の株式の取得は、全て特別新事業開拓事業者の将来における成長発展を図るための株式投資であり、専ら次のいずれかを目的とするような株式投資ではありません。

- ①株式の価値の変動によって利益を受けること
- ②株式に係る配当を受けること
- ③専らデリバティブ取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている特別新事業開拓事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること
- ④特別新事業開拓事業者に不動産を賃貸し、その特別新事業開拓事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その特別新事業開拓事業者から賃貸料を受けること
- ⑤特別新事業開拓事業者に不動産をリースし、その特別新事業開拓事業者が更にその不動産をリースしている場合であって、その特別新事業開拓事業者からリース料を受けること

□別表に記載した株式のうち、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）又は民法組合（民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合をいう。）の組合財産であるものは、添付する組合契約書又は様式3-3若しくは様式3-4のとおり、それぞれ次のいずれかに該当する組合のものです。

①申請者の内国法人である完全子会社が無限責任組合員であり、かつ、申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が100分の50を超える国内の投資事業有限責任組合

②申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が100分の50を超える国内の投資事業有限責任組合であって、申請者が当該組合の唯一の有限責任組合員であるもの

③申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が100分の50を超える民法組合

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

◆「特別新事業開拓事業者」とはM&Aをされたスタートアップ企業のことです。

◆ 本税制の目的はオープンイノベーションの促進であり、いわゆる「純投資」は対象外です。

◆ 具体的には、取得した株式の売却益や配当益を得ることを主要な目的とするようなM&A（P.23参照）は対象外となります。

◆ 投資事業有限責任組合（LPS）又は民法組合を経由して取得した株式の場合には、LPS経由であれば①又は②、民法組合経由であれば③に該当する組合を経由して取得した株式である必要があります（P.3参照）。

# 別表（本申請用・全体像）

- 様式11に添付する別表の全体像は以下のとおりです。具体的な記載事項については、次ページ以降を参照してください。
- 別表の様式は出資年度ごとに定められているため、出資年度に対応する別表様式を使用してください。
- こちらの別表は、毎事業年度、経済産業省に提出し、税制要件への適合性が確認された場合には返却されます。なお、この別表は、M&Aをした年度分の税務申告の際に税務申告書に添付して納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

1～8 : P.52参照

11～14 : P.54参照

The diagram shows a large grid representing the form. Blue arrows point from the text labels '1～8 : P.52参照' and '11～14 : P.54参照' to the corresponding columns in the grid. The grid is divided into several sections, with some columns highlighted in blue to match the arrows.

9～10 : P.53参照

15（注除く） : P.55参照

The diagram shows a large grid representing the form. Blue arrows point from the text labels '9～10 : P.53参照' and '15（注除く） : P.55参照' to the corresponding columns in the grid. The grid is divided into several sections, with some columns highlighted in blue to match the arrows.

15の（注） : P.56参照

### ◆同一年度に本申請と継続申請を両方行う場合◆

- 2024年度に制度を適用し、2025年度にも申請を行う場合には、2024年度に証明を受けた内容についても同一の別表へ記載ください。
- 継続申請の別表では継続申請の別表では、本申請予定のM&Aの内容については、記載しないでください。
- 原則、継続申請を先に処理し、継続申請分の特別勘定額を確定したうえで、本申請の別表において申請年度における特別勘定の総額を確定します。
- なお、前年度以前に本申請の証明を受けた案件について継続を希望しない場合や、前年度以前の決算において特別勘定を設けなかった場合には、経済産業省に事前にご相談ください。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

# 別表（本申請用・1 / 5）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

(別表) 特別新事業開拓事業者の情報、特別勘定及び当該株式に関する状況  
11～15の項目については、経済産業大臣継続証明申請時に使用するため、新規申請時の記載は不要。

番号	取得年度	1. 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣証明申請年月日	2. 特別新事業開拓事業者の名称	3. 特別新事業開拓事業者の設立年月日	4. 特別新事業開拓事業者の株式取得年月日	5. 取得する特別新事業開拓事業者の株式の種類	6. 払込金額又は取得金額（円） <small>(投資事業有限責任組合や民法組合(以下「組合等」)による株式取得の場合は、当該組合等の株式取得額に当該組合への出資割合を乗じた額を記載すること)</small>	7. 取得した特定株式の価額（円） <small>(組合等による株式取得の場合は当該組合等で取得した特定株式価額に当該組合への出資割合を乗じた金額を記載すること) (投資1案件の上限は、払込みによる取得の場合50億円、購入による取得の場合200億円。合計額の上限は年500億円)</small>	8. 取得した特定株式数 <small>(組合等による取得の場合は当該組合等で取得した特定株式数に当該組合への出資割合を乗じた数を記載すること)</small>
1	2024年度								
2									
3									
4									
5									
	小計								
1	2025年度								
2									
3									
4									
5									
	小計								
	合計								

- ◆ 案件ごとに1行で、必要な項目を記載および選択してください。
- ◆ 複数年度で同じ企業の株式を複数回にわたって取得した場合、行を分けて記載してください。
- ◆ 適宜、行を追加してください。

## ◆ 記載上の留意点 ◆

- ①「1. 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣証明申請年月日」は、**様式1の申請日と同日にするとともに、複数の案件を同一年度に申請する場合には全案件を同日**としてください。
- ②「2. 特別新事業開拓事業者の名称」は、略称などではなく、様式1 1 - 1に記載する名称と同様に、正確な企業名を記載してください。
- ③「7. 取得した特定株式の価額（円）」は、株式単価ではなく、特定株式の金額になります。株式取得価額が200億円以下の場合、「6. 払込金額又は取得金額（円）」と同額になります。







# 別表（本申請用・5 / 5）

- ▶ 証明書の交付を受けた翌年度から、一部取崩しに該当するような、対象株式の移動や配当があった場合について、該当する項目について記入してください。
- ▶ なお、様式13別紙3の1（P.71）が「該当なしの場合」は記載不要です。

(注) 15における特別勘定取崩し額は、以下の特別勘定取崩し額の合計とする。

番号	取得年度	2025年度						
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額 (円)	②期末税務簿価 (円)	②の減少による特別勘定取崩し額 (円)	③利益剰余金からの配当金額 (円)	③による特別勘定取崩し額 (円)	④資本剰余金からの配当金額 (円)
1	2024年度							
2								
3								
4								
5								
	小計							
1	2025年度							
2								
3								
4								
5								
	小計							
番号	取得年度	2026年度						
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額 (円)	②期末税務簿価 (円)	②の減少による特別勘定取崩し額 (円)	③利益剰余金からの配当金額 (円)	③による特別勘定取崩し額 (円)	④資本剰余金からの配当金額 (円)
1	2024年度							
2								
3								
4								
5								
	小計							
1	2025年度							
2								
3								
4								
5								
	小計							

- 
- 
- 

- ① 特定株式の売却の場合は、売却した株式数を記載し、特別勘定取崩し額 = (売却株式数 ÷ 取得株式数) × 所得控除額を記載してください（P.35-37参照）。
- ② 税務上の帳簿価額の減額の場合は、期末税務簿価を記載し、特別勘定取崩し額 = (帳簿価額の減額額 ÷ 取得価額) × 所得控除額を記載してください（P.38-39参照）。
- ③ 資本剰余金からの配当の場合は、配当金額を記載し、特別勘定取崩し額 = (1株あたりの資本剰余金減少額 × 対象法人による取得株式総数) × 25%を記載してください。当該配当による取得株式の帳簿価額の減額分は、②に記載してください（P.41参照）※。
- ④ 利益剰余金からの配当で、「(年間配当額 / 税務上の期末簿価) > 0.02」の場合には、配当金額を記載し、特別勘定取崩し額 = [年間配当金額 - (帳簿価額 × 2%) ] × 25%を記載してください（P.42参照）※。

※スタートアップ企業の成長要件を達成した後は、特別勘定取崩し額 = 年間配当金額 × 25%を記載してください。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

# 様式11-1 (経済産業省への提出書類)

- ▶ 様式11-1は、M&Aをされたスタートアップ企業が、本税制の要件に適合するか否かを確認させていただくものです。したがって、そのスタートアップ企業ごとに作成する必要があります。

様式11-1

確 認 書

年 月 日

名 称  
代表者の氏名

当社は、別表に掲げる特別新事業開拓事業者（ ）が、次に掲げる要件を満たすことを確認しています。

1. 発行済株式の総数の2分の1を超える株式が同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社等以外の会社であること (注1)
2. 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であること
3. 既に事業を開始しており、次のいずれかに該当する会社であること
  - 設立の日以後の期間が10年未満の会社であること
  - 設立の日以後の期間が10年以上15年未満の会社であって、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が100分の10以上であり、かつ、営業損失を生じているもの
4. 株式会社であること
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外の会社であること
6. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員にいる会社以外の会社及び暴力団員等がその事業活動を支配する会社以外の会社であること (注2)

◆ M&A実施日直前の情報の確認が必要となりますので、株式を取得した日から申請日までの日付を記載してください。

◆ 1はM&A直前の状況を確認してください。

◆ 規定内容の詳細については、P.12をご参照ください。

◆ 規定内容の詳細については、P.15 (FAQ: Q3)をご参照ください。

◆ 2～6はM&A直後の状況を確認してください。

# 様式11-2 (経済産業省への提出書類)

- ▶ 様式11-2は、対象法人がスタートアップ企業をM&Aする際に結ぶ投資契約に関する内容を確認させていただくものです。したがって、そのスタートアップ企業ごとに作成いただく必要があります。

様式11-2

## 株式譲渡契約の概要

### 1. 契約当事者

株式取得会社： [ ]

株式譲渡者： [ ]

### 2. 株式取得概要

(1) 株式発行会社： [ ]

(2) 取得する株式の種類 [普通 / [ ] 種優先] 株式

(3) 発行可能株式総数、発行済株式総数及び株式取得前後の出資割合

① 発行可能株式総数 [ ] 株

② 発行済株式総数 [ ] 株 議決権株式総数 [ ] 株

③ 株式取得前後の出資割合

株式取得前 [ ] % 株式取得後 [ ] %

④ 株式取得前後の議決権割合

株式取得前 [ ] % 株式取得後 [ ] %

(4) 取得株式数 [ ] 株 取得議決権株式数 [ ] 株

(5) 取得金額の総額 [ ] 円

(6) 取得日 年 月 日

(7) 取得株式の買戻し条項 [有 / 無]

[趣旨]

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

### (記載要領)

1. 当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。
2. 「1. 契約当事者」、「2. 株式取得概要」に掲げる事項の記載を含む株式譲渡契約書を添付する場合は不要。
3. 株式譲渡者には譲渡した全ての者を記載すること。
4. 「(5) 取得金額の総額」については、株式発行会社以外の者から購入により取得した金額の総額を記載すること。
5. 「(7) 取得株式の買戻し条項」については、本契約により取得された特別新事業開拓事業者の株式について、当該特別新事業開拓事業者による買戻しに係る定めが含まれる場合、その趣旨についても記載すること。

◆ なお、スタートアップ企業との投資契約書（本様式に掲げる内容を含むもの）を提出いただく場合には、本様式の提出は不要となります。

◆ 株式発行会社（スタートアップ企業）以外のスタートアップ企業の株式を譲渡した全ての者の名称を記載してください（例：株式会社A、株式会社B、C）

◆ M&A直前時点の総数を記載してください。

◆ 申請事業者が取得した特定株式数及び議決権株式数を記載してください。

◆ スタートアップ企業以外の者から取得した特定株式の金額総額を記載してください。

◆ 買戻し条項の有無を確認した上で、買戻し条項を有する場合は、その関係条文及びその趣旨を記載してください。

### ◆ LPS経由の場合 ◆

(4) 取得株式数は、LPSへのLP出資の割合を乗じた数を記載ください。

(5) 取得金額の総額も、同割合を乗じた金額になります。

# 様式3-3 (経済産業省への提出書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式3-3は、投資事業有限責任組合(LPS)を経由したM&Aの場合に、その組合の概要を確認させていただくものです。したがって、申請者が直接M&Aをする場合は作成不要となります。

◆ 本様式は複数のLPSから株式取得を行っている場合、そのLPSごとに作成いただく必要があります。

様式3-3

## 投資事業有限責任組合の概要

### 1. 投資事業有限責任組合

(名称)
(存続期間) 年 月 日 より原則 年間を限度とする
(根拠法令) 投資事業有限責任組合契約に関する法律
(1口あたり出資金額) 円

### 2. 無限責任組員

	氏名又は名称	住所	申請者の完全子会社である場合✓を記す
1			<input type="checkbox"/>
2			<input type="checkbox"/>
3			
4			

### 3. 有限責任組員

	氏名又は名称	出資口数及び割合
1		口 / 口 ( % )
2		口 / 口 ( % )
3		
4		

※出資口数及び割合は、申請者が他の投資事業有限責任組合を通じて行う出資の金額を除く。

※出資割合が合算して3分の2を上回るまで記載すること。

### 4. 本組合の組合財産である株式銘柄 (経済産業大臣の証明を受けようとするものに限る)

	名称	住所	取得価額	取得価額に申請者の出資割合を乗じた額	投資事業有限責任組合に帰属する議決権の割合		申請者に帰属する議決権の割合	
					取得前	取得後	取得前	取得後
1			円	円	%	%	%	%
2			円	円	%	%	%	%
3								
4								

◆ ここでいう「出資割合」とは、本税制の申請者による、当該組合へのLP出資割合のことです。

# 様式12（経済産業省への提出書類） （1 / 3）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式12は、申請者がスタートアップ企業と連携し、どのようなオープンイノベーションを行っていくのかを記載していただくとともに、スタートアップ企業からも記載内容に相違ない旨を確認いただくものです。

様式12

## 特定事業活動に関する情報

### 1. 特定事業活動の要件

- 特定事業活動は、以下の全ての要件を満たしております。
  - 申請者の行う事業活動が、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指したものであること
  - 申請者の行う特定事業活動が、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第2号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行うものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第3号）
  - 申請者が令和5年4月1日以後の国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号の事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して同令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において同令第3条第1項第2号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合でないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第5の1第1号イ）
  - 申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源が、申請者が十分に有するものでなく、当該特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第5の1第2号）
  - 申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第2号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者に対して行う資料又は情報の提供その他の協力が、当該特別新事業開拓事業者の成長に貢献するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第5の1第3号）
  - 申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第2号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者について、当該株式を取得の時に当該特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでおり、かつ、当該取得の後において他の者の事業の全部又は一部を譲り受けたことがないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第5の1第4号）

◆ 本税制における「特定事業活動」とは所謂オープンイノベーションに向けた活動を意味します。具体的には、申請者（対象法人）がスタートアップ企業と連携し、スタートアップ企業の革新的な経営資源を活用して、高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓に向けて取組む事業活動のことをいいます（P.19参照）。

# 様式12（経済産業省への提出書類） （2 / 3）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式12は、申請者がスタートアップ企業と連携し、どのようなオープンイノベーションを行っていくのかを記載していただくとともに、スタートアップ企業からも記載内容に相違ない旨を確認いただくものです。

## 2. 実施を予定する特定事業活動の内容

- (1) 株式取得の目的
  
- (2) 特定事業活動の実施に当たり活用を予定する特別新事業開拓事業者の経営資源
  
- (3) 特別新事業開拓事業者への提供を予定する資料又は情報の提供その他の協力の内容
  
- (4) 特別新事業開拓事業者が株式を取得した時に営んでいた事業の内容

◆ 2. 実施する「特定事業活動」の内容等について、**案件概要スライドの別紙2～4のリード文を各(1)～(3)へ転記ください。**なお、(1)～(3)の内容は以下の内容を指しています。  
(1)M&A及びそのM&Aにより行う特定事業活動の目的  
(2)特定事業活動を行うに当たり、申請者が活用を予定するスタートアップ企業の経営資源  
(3)申請者がスタートアップ企業に提供を予定する経営資源  
(4)M&Aを行う直前にスタートアップ企業が営んでいた事業内容

## 3. 申請者の事業所の産業分類

- 申請者は、今回の特定事業活動を行うに当たって、関係する事業所が日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる次の分類項目のいずれにも属していません。
  - 中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業
  - 中分類 68 不動産取引業
  - 中分類 69 不動産賃貸業・管理業
  - 中分類 70 物品賃貸業

◆ 3. 純投資等に該当しないことを確認するための参考情報として、申請者の事業所の業種を記載いただきます。左記の業種に該当する場合、追加の資料提供を依頼させていただく類型となります。なお、本分類に該当するからといってただちに本税制の適用が受けられないというわけではありません（P.23参照）。

## 4. 特別新事業開拓事業者の産業分類

- 申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源は、日本標準産業分類に掲げる次の分類項目のいずれかに属する事業所の有する経営資源ではありません。
  - 中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業
  - 中分類 68 不動産取引業
  - 中分類 69 不動産賃貸業・管理業
  - 中分類 70 物品賃貸業

◆ 4. 純投資等に該当しないことを確認するための参考情報として、M&Aされるスタートアップ企業の業種を記載いただきます。左記の業種に該当する場合、追加の資料提供を依頼させていただく類型となります。なお、本分類に該当するからといってただちに本税制の適用が受けられないというわけではありません（P.23参照）。

# 様式12（経済産業省への提出書類） （3 / 3）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

- ▶ 様式12は、申請者がスタートアップ企業と連携し、どのようなオープンイノベーションを行っていくのかを記載していただくとともに、スタートアップ企業からも記載内容に相違ない旨を確認いただくものです。

\_\_\_\_\_  
上記の内容について、当社として相違ありません。

年 月 日
法人番号
(特別新事業開拓事業者) 会社名
代表者 (役職名) 氏名

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。
2. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
3. 「2. 実施を予定する特定事業活動の内容」に関し、当該株式取得の報告に関する資料（取締役の同席を伴う会議等（取締役会、経営会議、投資委員会等）の議事録該当部分又は様式12-1）を添付すること。ただし、(1)から(4)までの事項に関する記載を含むプレスリリース等の公表資料を添付する場合は、当該株式取得の報告に関する資料の添付及び「2. 実施を予定する特定事業活動の内容」の記載は不要とする。
4. 「3. 申請者の事業所の産業分類」及び「4. 特別新事業開拓事業者の産業分類」に関し、✓が記されていない場合、経済産業大臣より追加に必要な資料の提出を求めることがある。

- ◆ 申請者が記載した内容について、相違がない場合、スタートアップ企業の会社名・代表者氏名（役職名）を記載してください。

# 様式12-1 (経済産業省への提出書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式12-1は、申請者の行ったM&Aについて、申請者の社内において然るべき意思決定が行われているかを確認するためのものです。

様式12-1

株式取得の報告に関する資料

1. 会議体名	
2. 日時	年 月 日 (曜日) (時 分～ 時 分)
3. 出席役員名等	
4. 報告事項	
(意見がない場合)	1. ○○への株式取得について報告が行われ、異議はなかった。(経営企画部) 2. ○○へのコミットメントライン設定の件 (経理財務部)
(意見があった場合)	-

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)  
1. 当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。  
2. プレスリリース等の公表資料又は取締役の同席を伴う会議等 (取締役会、経営会議、投資委員会等) の議事録該当部分を添付する場合は当該様式の提出は不要。

- ◆ 取締役会、経営会議、投資委員会等、M&Aの決定権限を有する会議において、申請する予定の案件に係る報告が行われた旨を記載してください。
- ◆ 意見がない場合は、「意見なし」、意見があった場合は、その意見内容について簡潔に記載してください。発言者等の補足情報について記載いただく必要はございません。

- ◆ オープンイノベーションを目的とするM&Aである旨を企業として表明するプレスリリース等の公表資料または取締役会等の議事録該当部分を添付する場合は本様式は記載不要です。

# 案件概要スライド (オープンイノベーション性の確認申請)

- ◆ オープンイノベーション性の確認の回答を迅速に行うことを目的に、オープンイノベーション性の確認のため、案件概要スライドを作成いただきます。
- ◆ 本スライドは、事前相談を行う際にも必要です。また、事前相談を行ったうえで本申請に進む場合にも、再度提出をお願いします。(継続申請の際には提出不要です。)

## 「オープンイノベーション促進税制 (M&A型)」申請案件 (株式会社Aによる株式会社BのM&Aについて)

- 下記のM&Aにつき、オープンイノベーション性の確認を希望します。
- 案件の概要は以下の通りです。

案件概要	
1. 対象法人 (申請者)	株式会社A (以下〇〇社)
2. スタートアップ企業 (M&Aの相手方)	株式会社B (以下〇〇社)
3. 株式取得時期	XXXX年X月
4. 株式取得金額	XXXX円 (一の位まで記入。組合経由の場合、組合への出資比率を乗じた額 (小数点以下切捨)。予定額の場合、その旨明記。)
5. 出資・議決権割合	出資割合 投資前 [ XX.X ] % → 投資後 [ XX.X ] % 議決権割合 投資前 [ XX.X ] % → 投資後 [ XX.X ] %
6. M&Aの目的	【 】高い生産性が見込まれる事業の開拓 【 】新たな事業の開拓 (いずれかに〇をつける)
7. 高い生産性又は新規性	(別紙2の説明文全体を転記)
8. 対象法人が活用を予定する スタートアップ企業の経営資源	(別紙3の説明文中の〇〇 (B社の革新的な技術や、サービスの内容) を転記)
9. 対象法人が提供を予定する 対象法人の経営資源	(別紙4の説明文中の〇〇 (A社による資金以外の経営資源の提供) を転記)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

# 様式5 (経済産業省からの受領書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式5は、様式1、10～12に記載された申請内容が本税制の要件を満たす旨を証明するものであり、M&Aを行った事業年度末日以降に交付され、その年度分の税務申告の際に必要なものです。

様式5

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣の証明

年 月 日

経営資源活用共同化推進事業者名 殿

経済産業大臣 名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定により、年 月 日付で申請のあった、経営資源活用の共同化に関する事項について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第5の1に規定する基準に適合することを証する。

なお、経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の情報並びに特別勘定及び当該株式に関する状況等については、別表のとおりである。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- ◆ 本証明書の交付にかかる経済産業省の確認には、最長60日要します。
- ◆ したがって、証明書を企業として必要とするタイミングから逆算して申請書をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。
- ◆ M&Aを行った年度分の税務申告の際には、法人税申告書に法人税申告書別表とともに本証明書とその別表を添付して、所轄税務署に提出することにより、本税制の利用が可能となります。

# 様式 6 (経済産業省への提出書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式 6 は、経済産業大臣による証明書又は継続証明書交付後から税務申告を行うまでの間に申請内容について変更があった場合、変更後も税制要件を満たす旨の証明を受けるためのものです。

様式 6

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する  
経済産業大臣の変更証明申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法人番号  
住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付で証明を得た経済産業大臣の証明について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第 6 の 5 (同基準等第 6 の 1 8 において準用する場合を含む。) の規定により、下記変更後も、引き続き、同基準等第 5 の 1 に規定する基準に適合することの証明を受けたいので申請します。

記

1. 変更内容

変 更 前	変 更 後

2. 変更の趣旨及び変更後も国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第 5 の 1 に規定する基準に適合する理由

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- ◆ 申請内容に変更があった場合には、遅滞なく申請が必要です。
- ◆ 申請すべき変更内容とは、その変更により当初予定していた特定事業活動の内容や投資契約書等の内容に係るものですが、軽微な変更については様式 6 の申請が不要となる場合もありますので、個別の事例については経済産業省までお問い合わせください。
- ◆ また、適格分割又は適格現物出資により、分割承継法人又は被現物出資法人に取得株式を全部引き継ぐ場合は、その旨を本様式の「1. 変更内容」に記載した上で申請する必要があります。そして、様式 7 と別表及び特別勘定の金額等を記載した書類 (P.43 参照) を、適格分割又は適格現物出資の日から 2 カ月以内に所轄税務署長に提出した場合に限り引継ぎが認められます。

# 様式7 (経済産業省からの受領書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式7は、経済産業大臣による証明書又は継続証明書交付後から税務申告を行うまでの間に申請内容について変更があった場合、変更後も税制要件を満たす旨を証明するものです。

様式7

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する  
経済産業大臣の変更証明通知書

年 月 日

経営資源活用共同化推進事者名 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付で変更確認申請のあった経営資源活用の共同化に関する事項については、引き続き、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第5の1に規定する基準に適合することを証する。

なお、証明を行った経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の情報及び特別勘定及び当該株式に関する状況については、別表のとおりである。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- ◆ 納税申告の際に、本様式及び別表を併せて提出する必要があります。
- ◆ また、適格分割又は適格現物出資により、分割承継法人又は被現物出資法人に取得株式を全部引き継ぐ場合は、その旨を本様式の「1. 変更内容」に記載した上で申請する必要があります。そして、様式7と別表及び特別勘定の金額等を記載した書類(P.43参照)を、適格分割又は適格現物出資の日から2カ月以内に所轄税務署長に提出した場合に限り引継ぎが認められます。

# 様式16（経済産業省への提出書類）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式16は、経済産業大臣による成長発展の状況に関する証明書交付後から税務申告を行うまでの間に申請内容について変更があった場合、変更後も税制要件を満たす旨の証明を受けるためのものです。

- ◆ 申請内容に変更があった場合には、遅滞なく申請が必要です。
- ◆ 申請すべき変更内容とは、スタートアップ企業の成長発展に関する売上高や研究開発費等の内容に係るものですが、軽微な変更については様式16の申請が不要となる場合もありますので、個別の事例については経済産業省までお問い合わせください。

様式16

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する  
経済産業大臣の変更証明申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法人番号  
住所  
名称  
代表者の氏名

年 月 日付で証明を得た経済産業大臣の証明について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第6の18において準用する第6の5の規定により、下記変更後も、引き続き、同基準等第5の2に規定する基準に適合することの証明を受けたいので申請します。

記

## 1. 変更内容

変更前	変更後

## 2. 変更の趣旨及び変更後も国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第5の2に規定する基準に適合するとする理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 様式17（経済産業省からの受領書類）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

- ▶ 様式17は、経済産業大臣による成長発展の状況に関する証明書交付後から税務申告を行うまでの間に申請内容について変更があった場合、変更後も税制要件を満たす旨を証明するものです。

◆ 納税申告の際に、本様式を併せて提出する必要があります。

様式17

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する  
経済産業大臣の変更証明通知書

年 月 日

経営資源活用共同化推進事者名 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付で変更確認申請のあった経営資源活用の共同化に関する事項については、引き続き、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第5の2に規定する基準に適合することを証する。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 様式13（経済産業省への提出書類）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式13は、本税制の申請者が、M&Aを行った事業年度の次年度から5年度目まで、M&Aをした年度に予定していた特定事業活動の進捗を毎年度報告していただくものです。

- ◆ 本様式では、M&A後、5年間にわたり対象法人とスタートアップ企業双方がリソースを提供しながら対象法人の事業革新とスタートアップ企業の成長を目指しているか（P.32参照）を、経済産業省に報告いただきます。
- ◆ 報告可能な期間は、様式1と同様に事業年度末日前60日から後30日以内に報告いただきます。
- ◆ なお、M&Aを行った事業年度の翌年から数えて5年度目（M&Aを行った日から5年経過した日を含む事業年度）まで、毎年度本様式による申請が必要となります。

様式13

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた特定事業活動に関する継続証明申請書  
(省令第3条第1項第2号の事業活動に関する場合)

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法人番号  
名 称  
住 所  
代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定により、(証明を受けた時の文書番号)において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、同条第2項の規定により、継続証明を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の情報及び特別勘定及び当該株式に関する状況については、別表のとおりである。

記

1. 特別新事業開拓事業者の株式の状況等（別紙3）
2. 特定事業活動の進捗等（別紙4）

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 様式13 別紙3 (経済産業省への提出書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式13別紙3は、対象法人が取得したスタートアップ企業の株式の移動や配当といった状況等について記載していただくものです。

別紙3

特別新事業開拓事業者の株式の状況等

(証明を受けた時の文書番号)において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、下記のとおり、報告します。

1. 経済産業大臣の証明を受けた特別新事業開拓事業者の株式の移動や配当等、特別勘定取崩し事由の有無

該当有り  
 該当無し  
(注)「該当有り」の場合にのみ2を記載。

2. 特別勘定取崩し事由に該当する特別新事業開拓事業者の株式の状況

(1) 特別勘定取崩し事由があった特別新事業開拓事業者の名称及び特別勘定取崩し額

名称	
特別勘定取崩し額	

(2) 特別勘定取崩し事由

特定株式の全部又は一部を有しなくなった  
 特定株式につき配当を受けた  
 特定株式の帳簿価格を減額した(減額とは税務上の簿価の減額を指す)  
 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があった  
 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した  
 対象法人(経営資源活用共同化推進事業者)が解散した  
 特別勘定の金額を任意に取り崩した  
 対象法人(経営資源活用共同化推進事業者)と特殊の関係のある組合の各組合員の出資割合に変更があった  
 保有する議決権株式の割合が過半数を下回った

(注) 該当事項が複数存在する場合は、特別新事業開拓事業者ごとに本紙を提出する必要がある。

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

◆ 本税制の申請後、本税制の要件に適合している場合、様式5にて経済産業大臣の証明書を交付します。その証明書を交付する際に経済産業省から伝える文書番号(別表の12に記載)を記載してください。

◆ 株式の移動、配当、その他特別勘定の取崩し事由に該当するものがない場合には、1で「該当無し」に✓をすれば、2以降の記載は必要ありません。

◆ 複数ある場合には、該当するもの全てに✓を記してください。

# 様式13 別紙4 (経済産業省への提出書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式13別紙4は、M&Aをした年度に予定していた特定事業活動の進捗について、毎年度報告していただくものです。

別紙4

## 特定事業活動の実施状況

### 1. 特別新事業開拓事業者

(名称) \_\_\_\_\_

### 2. 特定事業活動の実施状況

経営資源活用共同化推進事業者による特定事業活動については、以下の要件が継続しております。

- 特別新事業開拓事業者の経営資源が、経営資源活用共同化推進事業者が十分に有するものでなく、特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること
- 経営資源活用共同化推進事業者が行う資料又は情報の提供その他の協力が特別新事業開拓事業者の成長に貢献すること
- 特別新事業開拓事業者が株式を取得した時において営んでいた事業を引き続き営んでおり、かつ、取得後に他の者の事業の全部又は一部を譲り受けたことがないこと  
(当該特別新事業開拓事業者の成長発展の状況に関して国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第3項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた場合を除く。)

申請時に経済産業省に提出した様式12に記載の特定事業活動の進捗については以下の通りです。

### 3. 特定事業活動を行う経営資源活用共同化推進事業者についての変更の有無

- 有り  
 無し

(注)「有り」の場合にのみ4を記載。

### 4. 変更内容

変更前	変更後

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 「4. 変更内容」については、経営資源活用共同化推進事業者の法人番号に変更があれば、変更前後の法人番号も記載すること。

◆ 本様式はM&Aをしたスタートアップ企業ごとに作成する必要があります。

◆ M&Aをした年度に予定していた特定事業活動について、具体的な進捗を記載してください。

◆ なお、進捗がない場合には、その旨理由も含めて記載していただき、今後の対応方針も併せて記載してください。

◆ 法人番号の変更は、事業年度途中で適格合併が行われた場合などを想定しています。







# 別表（継続申請用・3 / 3）

- 証明書の交付を受けた翌年度から、一部取崩しに該当するような、対象株式の移動や配当があった場合について、該当する項目について記入してください。
- なお、様式13別紙3の1（P.71）が「該当なしの場合」記載不要です。

(注) 15における特別勘定取崩し額は、以下の特別勘定取崩し額の合計とする。

番号	取得年度	2025年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額	②期末税務簿価(円)	②の減少による特別勘定取崩し額	③利益剰余金からの配当金額	③による特別勘定取崩し額	④資本剰余金からの配当金額	④による特別勘定取崩し額
1	2024年度								
2									
3									
4									
5		小計							
1	2025年度								
2									
3									
4									
5		小計							
番号	取得年度	2026年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額(円)	②期末税務簿価(円)	②の減少による特別勘定取崩し額(円)	③利益剰余金からの配当金額(円)	③による特別勘定取崩し額(円)	④資本剰余金からの配当金額(円)	④による特別勘定取崩し額(円)
1	2024年度								
2									
3									
4									
5		小計							
1	2025年度								
2									
3									
4									
5		小計							



- ① 特定株式の売却の場合は、売却した株式数を記載し、特別勘定取崩し額 = (売却株式数 ÷ 取得株式数) × 所得控除額を記載してください（P.35-37参照）。
- ② 税務上の帳簿価額の減額の場合は、期末税務簿価を記載し、特別勘定取崩し額 = (帳簿価額の減額額 ÷ 取得価額) × 所得控除額を記載してください（P.38-39参照）。
- ③ 資本剰余金からの配当の場合は、配当金額を記載し、特別勘定取崩し額 = (1株あたりの資本剰余金減少額 × 対象法人による取得株式総数) × 25%を記載してください。当該配当による取得株式の帳簿価額の減額分は、②に記載してください（P.41参照）※。
- ④ 利益剰余金からの配当で、「(年間配当額 / 税務上の期末簿価) > 0.02」の場合には、配当金額を記載し、特別勘定取崩し額 = [年間配当金額 - (帳簿価額 × 2%) ] × 25%を記載してください（P.42参照）※。

※スタートアップ企業の成長要件を達成した後は、特別勘定取崩し額 = 年間配当金 × 25%を記載してください。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

# 様式9 (経済産業省からの受領書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式9は、本税制申請後、初年度に申請したオープンイノベーション活動が具体的にどのように進捗しているのかを確認した結果、本税制への要件適合が継続しているということを証明するものです。

様式9

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣の証明の継続証明

年 月 日

経営資源活用共同化推進事業者名 殿

経済産業大臣 名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定により、(証明を受けた時の文書番号)において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、特定事業活動を継続していることを証する。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の株式の取得により計上した特別勘定及び当該株式の状況については、別表のとおりである。

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- ◆ 本証明書は株式の取得が行われた年度の後5年度目まで、オープンイノベーション活動が確認できた場合に経済産業省から交付します。
- ◆ なお、交付は事業年度終了日後に経済産業省から行うこととなります。
- ◆ なお、本証明書の交付にかかる経済産業省の確認には、最長60日要します。
- ◆ したがって、証明書を企業として必要とするタイミングから逆算して申請書をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

# 様式14 (経済産業省への提出書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式14は、M&Aをしたスタートアップ企業について、M&Aから5年以内に成長投資・事業成長の要件（成長要件）を達成した場合、その旨の証明を本税制の申請者が受けるためのものです。

様式14

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第3項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた特定事業活動に関する成長発展の証明申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法人番号  
名 称  
住 所  
代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定により、(証明を受けた時の文書番号)において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、同条第3項の規定により、証明を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の成長発展に関する状況については、別紙のとおりである。

記

特別新事業開拓事業者の成長発展に関する状況 (別紙5)

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- ◆ 本様式では、M&Aをしたスタートアップ企業が、オープンイノベーションを通じて、成長要件を達成したことについて、経済産業省に報告いただきます。
- ◆ 成長要件の達成を判定するスタートアップ企業の事業年度と対象法人による証明の申請可能期間はP.46をご確認ください。
- ◆ 1度証明を受けた場合、翌年度以降に成長要件を達成したとしても、申請をする必要はありません。

# 様式14 別紙5 (経済産業省への提出書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M&A要件

④ 手続

▶ 様式14別紙5は、M&Aをしたスタートアップ企業の成長投資・事業成長の要件（成長要件）が達成したことを証明する内容について記載していただくものです。

別紙5

特別新事業開拓事業者の成長発展に関する状況

1. 株式を取得した日の直前の事業年度に関する状況

① 売上高	億円
② 研究開発費	億円
③ 減価償却費	億円
④ (研究開発費+減価償却費) / 売上高	%
⑤ 研究開発費 / 売上高	%
⑥ 営業利益	億円

2. 証明を受ける事業年度に関する状況  
証明を受ける事業年度:

⑦ 売上高	億円
⑧ 売上高成長率 (⑦/①)	%
⑨ 研究開発費	億円
⑩ 研究開発費成長率 (⑨/②)	%
⑪ 研究開発費増加額 (⑨-②)	億円
⑫ 減価償却費	億円
⑬ 減価償却費成長率 (⑫/③)	%

3. 取得した株式

⑭ 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第2号の事業活動により取得した株式の金額×15%	億円
---	----

4. 適合する基準

- ⑦が33億円以上であり、かつ、⑧が170%以上であること
- ①が10億円以下であり、かつ、④が5%以上である場合
  - ⑦が1.5億円以上であり、⑧が110%以上であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当すること
    - (1) ⑨が4.6億円以上であり、かつ、⑩が190%以上であること
    - (2) ⑫が0.7億円以上であり、かつ、⑬が300%以上であること
- 株式を取得した日の直前の事業年度において営業損失を生じており、①が4.2億円以下であり、かつ、⑤が10%以上である場合
  - ⑨が6.5億円以上で、⑩が240%以上であり、かつ、⑪が④以上であること

◆ M&Aを行った日（株式取得日）の直前の確定しているスタートアップ企業の事業年度（基準年度）におけるスタートアップ企業の数値を全て記載してください。

◆ 成長要件を達成したスタートアップ企業の事業年度を記載してください。  
【記載例】  
2025年度（2025年1月～12月）

◆ 成長要件を達成した事業年度（対象年度）におけるスタートアップ企業の数値を全て記載してください。

◆ M&Aにおける株式取得金額（総額）×15%の値を記載してください。

◆ 適合する基準全てにチェックを入れてください。

## <注意点>

- 記入した数値に関する資料（損益計算書及び貸借対照表等）を提出してください。
- 売上高にはグループ\*間取引により計上された売上高は含められません。ただし、その一連の取引の結果として、グループ外に売上が計上された場合は含めることができます。  
\*財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社
- 減価償却費（設備投資費）について、特別償却等の税制措置を受けている場合は、特別償却費分を除いてください。
- 減価償却費及び研究開発費について、国や地方公共団体、独立行政法人の補助金を受けて行う費用が含まれている場合、当該補助金の額を除いてください。
- 株式取得日において、スタートアップ企業の決算が過去に一度も確定していない場合、各数値は「0円」として扱います。
- 基準年度において0円として計上される数値がある場合、当該数値の成長率の要件判定は不要とします。
- 基準年度と対象年度の月数が異なる場合、要件の達成を公正に判定するため、12ヶ月決算に計算し直した数値を用いてください（例：15か月決算であれば、15で除した数値に12を乗じた数値を用いる）。

# 様式15 (経済産業省からの受領書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

▶ 様式15は、M&Aをしたスタートアップ企業が5年以内に成長要件を達成したことを証明するものです。

様式15

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第3項  
の規定に基づく経済産業大臣の証明

年 月 日

経営資源活用共同化推進事業者名 殿

経済産業大臣 名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定により、(証明を受けた時の文書番号)において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第5の2に規定する基準に適合することを証する。

記

証明する事業年度：

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- ◆ 本証明書は、M&Aをしたスタートアップ企業が成長要件を達成していることが確認できた場合に、経済産業省から交付します。
- ◆ 成長要件の達成を判定するスタートアップ企業の事業年度と対象法人による証明の申請可能期間はP.46をご確認ください。
- ◆ 本証明書の「証明する事業年度」には、成長要件を達成したスタートアップ企業の事業年度の末日を含む対象法人の事業年度を記載します。
- ◆ なお、本証明書の交付にかかる経済産業省の確認には、最長60日(最低30日)を要します。
- ◆ したがって、証明書を企業として必要とするタイミングから逆算して申請書をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

# 経済産業大臣への申請方法

① 対象法人要件

経済産業大臣への申請にあたっては、原則電子申請を行っていただきます。ただし、何らかの事情によりgBizIDを作成できない場合、例外的にメールによる申請も認められることがあります。

## 1. gBizIDによる電子申請



<https://form.gbiz.go.jp/openinnovationsupport/>

② スタートアップ企業要件

- 申請には、gBiz ID プライムを会社単位で取得いただく必要があります。（既に取得済みの場合は新規での申請は不要です。）
- gBiz ID プライムを会社単位で未取得の場合、右記のウェブサイト左上の「利用ガイド」を参照の上、gBiz ID プライムの申請を行ってください。
- 申請は、gBiz IDを取得いただいたうえで、当該IDを活用したサービス「gBiz Form」を活用して行っていただきます。
- 会社単位でgBiz ID プライムを取得済みの場合、gBiz ID メンバーでも申請は可能です。ただしgBiz ID エントリーでは、会社単位でgBiz ID プライムを取得済みの場合でも申請はできません。
- gBiz ID プライムの取得は、対象法人（申請者）とM&Aをされるスタートアップ企業ともにご対応をお願いしております。
- 親会社（ホールディングス等）にてgBiz ID プライムを取得済みの場合でも、申請者がgBiz ID プライム未取得の場合には、別途gBiz ID プライムを取得いただく必要があります。

③ M & A 要件

## 2. メールによる申請

- gBiz ID プライムを作成できない特殊な事情がある場合に限り、経済産業省に事前にご相談ください。

④ 手続

# 手続に関するFAQ (1/4)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

控除上限

Q1 : 所得控除上限について具体的に教えてください。

A : 1件あたりの所得控除上限額は、50億円となります。すなわち、1件あたり200億円を超える場合、その案件については200億円までの部分のみが税制の対象となります。

また、1事業年度あたりの所得控除上限額は、125億円となります。すなわち、同じ事業年度内の株式取得価額が合計500億円（1回の株式取得価額が200億円を超える案件は200億円として計算）を超える場合は、500億円までの案件がその年度における税制対象となります。なお、オープンイノベーション促進税制（新規出資型）の所得控除額と合算した金額となります。また、所得控除可能額が一定の算式により計算された所得の金額を超える場合は、その所得の金額が限度となります。

なお、1事業年度当たりの件数の上限はありません。

Q2 : 1件あたり、事業者ごとの1事業年度あたりの所得控除額上限が設定されているとのことですが、この税制全体の所得控除額上限は設定されているのでしょうか。

A : 税制要件を満たす案件について申請があれば、全て税制措置を受けることができます。

特別勘定

Q3 : 特別勘定の会計処理について具体的に教えてください。

A : 具体的には、対象である取得株式ごとに、その25%以下の金額を、損金経理するか、取締役会等の決議による剰余金の処分により目的積立金を経理する必要があります。

剰余金の処分により目的積立金と経理された金額が当該取得株式の25%以下の金額であり、申請者が本税制を利用する意思がある場合には、株主総会の決議を経ず、申請者の定款に規定するところにより積み立てを行うことができます（会社法第452条・会社計算規則第153条第2項を参照）。通常は、決算手続として取締役会決議を基に積み立てる場合が多いといわれています。

なお、この特別勘定の計上について、税効果会計の適用が必要となります。

# 手続に関するFAQ (2/4)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

## 特別勘定

Q4 : 特別勘定の取崩しが行われる場合について、取崩される額の計算も含めて具体的に教えてください。

A : 株式譲渡を行い議決権の過半数を有さなくなった場合や、5年以内にスタートアップ企業とのオープンイノベーションが継続していると認められない場合には、原則として特別勘定は全額取崩しとなります。詳細は、本ガイドラインP.34~43をご参照ください。

Q5 : 株式譲渡などを行った結果、特別勘定の取崩しが行われた場合、重加算税などの措置が講じられることはあるのでしょうか。

A : 特別勘定の取崩しが行われた場合には、M&Aを行った年度に損金の額に算入された金額を上限として、その取崩しが行われた年度に益金の額に算入されます。この場合に、加算税などの追加的な措置が講じられることはありません。

Q6 : 新規発行株式の取得も含めてM&Aを行った場合は、新規発行株式の取得分も本税制の対象となるのでしょうか。また、本税制を利用してM&Aをしたスタートアップ企業を吸収合併した場合、特別勘定の取崩しは行われるのでしょうか。

A : 新規発行株式の取得分（スタートアップ企業に対する払込み）は本税制の対象外です。なお、同様の案件について、本税制とオープンイノベーション促進税制（新規出資型）を両方適用することもできません。

また、本税制を利用してM&Aをしたスタートアップ企業を吸収合併した場合は、特別勘定の取崩し事由に該当し、益金算入する必要があります。

# 手続に関するFAQ (3/4)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

特別勘定

Q7 : 5年間継続した株式保有が前提とされていますが、一部譲渡となった場合、益金算入される額は一部譲渡した分のみとなるという理解でよろしいでしょうか？

A : 5年以内に対象である取得株式を譲渡した後も、オープンイノベーションの継続及び議決権の過半数を有していることが確認できる場合は、譲渡した分の株式が、譲渡の直前に有していた株式全体に占める割合に所得控除額を乗じた金額が、取り崩されることとなります。

例えば100億円の株式取得で25億円の所得控除を受けた場合において、当該取得株式を20億円分売却したときには、売却した事業年度に5億円(20億円÷100億円×25億円)の特別勘定を取り崩し、同額を益金算入する必要があります。

ただし、当該取得株式の一部譲渡に伴いオープンイノベーションに向けた取組が停止した場合や議決権の過半数を有しなくなった場合には、特別勘定全額が取り崩され、益金算入することとなる点にご注意ください。

Q8 : M&Aしたスタートアップ企業が、5年以内に上場した場合には、経済産業大臣の証明は取り消されることになるのでしょうか。

A : 上場後も、対象である取得株式を継続して保有し、オープンイノベーションを継続していることが確認できれば、経済産業大臣からの継続保有証明書を交付させていただきます。

Q9 : 対象法人又はスタートアップ企業が、合併により解散した場合も、特別勘定の取崩し事由に該当するのでしょうか。

A : どちらかが解散した場合には、特別勘定の全額取崩しとなります。ただし、対象法人が適格合併により対象である取得株式を合併法人に引き継いだ場合には、この限りではありません。

Q10 : M&Aをした日から5年後や成長要件の達成証明を受けた後は、特別勘定を取り崩しても益金算入しなくていいのでしょうか。

A : 本税制については、オープンイノベーション促進税制(新規出資型)と異なり、M&Aをした日から5年経過した日より後も特別勘定を維持する必要があり、株式譲渡等により特別勘定を取り崩した場合、益金算入する必要があります。成長要件を達成した後も同様です。

# 手続に関するFAQ (4/4)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ M & A 要件

④ 手続

オープンイノベーション要件

Q11：オープンイノベーション要件の該当性を証明するためには、具体的な協業成立のエビデンス提出が必要でしょうか。協業に向けた議論段階のものは本税制の対象外となるのでしょうか。

A：オープンイノベーション要件の該当性については、経済産業大臣の定める様式に従ってオープンイノベーションの内容について記載いただき、協業するスタートアップ企業の署名を付した上でご提出ください。実際に協業が始まる前であっても、具体的に協業する予定があれば申請可能です。なお、様式に記載いただくオープンイノベーションの内容に代えて、プレスリリース等の公表資料を添付することも可能です。

事後の確認

Q12：この税制を利用するためには、計画の認定が必要なのでしょうか。

A：本税制については、事前の計画認定は行わず、M&Aをした企業の事業年度末に、その年度のM&A案件をまとめて経済産業省に報告頂き、本税制を利用する上で必要な基準を満たしている内容であることを経済産業大臣が事後的に確認することとなっています。

なお、定性的な基準を含むオープンイノベーション要件への該当性については、経済産業省に事前相談を行っていただきます。その場合、内容に不備がなければ、相談後30～60日を目的に該当するか否かについて回答させていただきます。事業年度末に相談された内容と同一のものを申請頂ければ、経済産業省側の回答も同一となります。

利用実績の公表

Q13：この税制を利用すると、その利用実績は公表されるのでしょうか。

A：国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項に基づき経済産業大臣の証明を受けた場合には、証明を受けた事業者名及び証明日が経済産業省のHP上で公表されます。